



十和田市地域防災計画

— 風水害等災害対策編 —

十和田市防災会議

目 次

第1章 総則	1～9
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 各機関の実施責任	2
第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第6節 市の自然的・社会的条件	7
第7節 災害の記録	9
第8節 災害の想定	9
第2章 防災組織	10～14
第1節 十和田市防災会議	10
第2節 配備態勢	11
第3節 十和田市災害対策本部	12
第4節 災害対策本部に準じた組織	14
第5節 防災関係機関の災害対策組織	14
第3章 災害予防計画	15～43
第1節 調査研究	15
第2節 業務継続性の確保	15
第3節 防災業務施設、設備等の整備	16
第4節 防災情報ネットワーク	18
第5節 防災事業	19
第6節 自主防災組織等の確立	22
第7節 防災教育及び防災思想の普及	23
第8節 企業防災の促進	24
第9節 防災訓練	25
第10節 避難対策	27
第11節 災害備蓄対策	29
第12節 要配慮者等安全確保対策	30
第13節 防災ボランティア活動対策	31
第14節 文教対策	32
第15節 警備対策	33
第16節 交通施設対策	34
第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	34
第18節 水害予防対策	37
第19節 風害予防対策	39
第20節 土砂災害予防対策	39
第21節 火災予防対策	42
第22節 複合災害対策	43

第4章 災害応急対策計画	44～95
第1節 気象予報・警報等の情報収集及び伝達	44
第2節 情報収集及び被害等報告	52
第3節 通信連絡	55
第4節 災害広報・情報提供	58
第5節 自衛隊災害派遣要請	59
第6節 広域応援	61
第7節 航空機運用	62
第8節 避難	64
第9節 消防	69
第10節 水防	70
第11節 救出	71
第12節 食料供給	72
第13節 給水	74
第14節 応急住宅供給	75
第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬	76
第16節 障害物除去	78
第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	79
第18節 医療、助産及び保健	80
第19節 被災動物対策	83
第20節 輸送対策	83
第21節 労務供給	85
第22節 防災ボランティア受入・支援対策	86
第23節 防疫	87
第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	88
第25節 金融機関対策	89
第26節 文教対策	90
第27節 警備対策	92
第28節 交通対策	92
第29節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	93
第30節 石油燃料供給対策	95
第5章 雪害対策、事故災害対策計画	96～115
第1節 雪害対策	96
第2節 航空災害対策	100
第3節 鉄道災害対策	103
第4節 道路災害対策	105
第5節 危険物等災害対策	108
第6節 大規模な火事災害対策	113
第7節 大規模な林野火災対策	115
第6章 災害復旧対策計画	120～122
第1節 公共施設災害復旧	120
第2節 民生安定のための金融対策	122
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	122

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、十和田市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、市民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に防災・減災の市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、十和田市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震防災計画及び火山防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、十和田市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、十和田市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 十和田市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

- 1 防災組織（第2章）
防災対策の実施に万全を期するため、十和田市及び防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
- 2 災害予防計画（第3章）
風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、十和田市及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
- 3 災害応急対策計画（第4章）
風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、十和田市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
- 4 雪害対策、事故災害対策計画（第5章）
雪害、事故災害に係る十和田市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。
- 5 災害復旧対策計画（第6章）
被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、十和田市及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに市民の果たす責任について定めるものとする。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」「地域や近隣の人が互いに協力し合う」との自助共助の意識を持ち、平常時より風水害等の災害に対し備えながら、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地域や近隣の人たちが互いに協力する体制を構築するよう努める。

※指定行政機関等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-4-1 指定行政機関等を指定する告示

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
十和田市	十和田市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事 2 防災に関する組織の整備に関する事 3 防災に関する調査、研究に関する事 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事 5 防災に関する物資等の備蓄に関する事 6 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関する事 7 要配慮者の安全確保に関する事 8 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 9 水防活動、消防活動に関する事 10 災害に関する広報に関する事 11 避難勧告等に関する事 12 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関する事 13 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関する事 14 農林水産物等に対する応急措置の指示に関する事 15 建築物の応急危険度判定に関する事 16 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関する事 17 避難行動要支援者名簿の作成等に関する事 18 罹災証明の発行に関する事 19 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事 20 その他災害対策に必要な措置に関する事
	十和田市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育に関する事 2 文教施設の保全に関する事 3 災害時における応急の教育に関する事 4 その他災害対策に必要な措置に関する事
消防機関	十和田地域広域事務組合 消防本部 十和田消防署 十和田湖消防署 十和田市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事 2 人命の救助及び救急活動に関する事 3 市民等への情報伝達及び避難誘導に関する事 4 防火対象物の火災予防に関する事 5 危険物製造所等の予防措置に関する事
青森県	十和田警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 2 災害時の警備に関する事 3 災害広報に関する事 4 被災者の救助、救出に関する事 5 災害時の遺体の検視に関する事 6 災害時の交通規制に関する事 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事 8 避難等に関する事 9 その他災害対策に必要な措置に関する事
	上北地域県民局 地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関する事 4 防疫に関する事

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
青 森 県	三八地域県民局 地域農林水産部	1 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関する こと
	上北地域県民局 地域農林水産部	1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する こと 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関するこ と 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関する こと 4 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状 況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	上北地域県民局 地域整備部	1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、港湾、下水道、公 園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 水防活動に関すること
	上北教育事務所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	東北総合通信局	1 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2 非常通信訓練に関すること 3 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立 防止用無線の開局、整備に関すること 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 （十和田労働基準監督署） （ハローワーク十和田）	1 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 3 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること 4 災害時における労務供給に関すること
	農林水産省 （東北農政局、青森県拠点 を含む。）	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関す ること 2 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あ っせん及び病虫害防除の指導に関すること 5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営 資金、事業資金等）の融通に関すること
	東北森林管理局	1 森林、治山による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3 山火事防止対策等に関すること 4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 5 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 3 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北運輸局 （青森運輸支局）	1 災害時における鉄軌道事業者の安全運行の確保に関すること 2 災害時における陸上輸送に係る調査及び指導に関すること 3 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関すること 4 災害時における船舶事業者の安全運航の確保に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 た は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層連動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	東京航空局 三沢空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 4 遭難航空機の捜索に関すること 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること
陸上自衛隊		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関すること 2 災害時における応急復旧の支援に関すること
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショonz株式会社 株式会社NTTドコモ 東北支社 青森支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の市（町村）への伝達に関すること 2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4 電気通信設備の早期復旧に関すること 5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること
	日本郵便株式会社 （十和田郵便局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること
	日本赤十字社青森県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療対策に関すること 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力(株)十和田電力センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び管理に関すること 2 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会 八戸支局 青森放送(株)十和田支局 (株)青森テレビ八戸支社 青森朝日放送(株) 八戸支社 (株)エフエム青森	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送施設の整備及び管理に関すること 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	十和田ガス(株) 青森県エルピーガス協会 上十三支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	(社) 上十三医師会 （十和田地区医師会）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること
	青森県トラック協会 上十三支部 十和田観光電鉄(株) 日本通運(株) 八戸貨物営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送施設の整備及び管理に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること

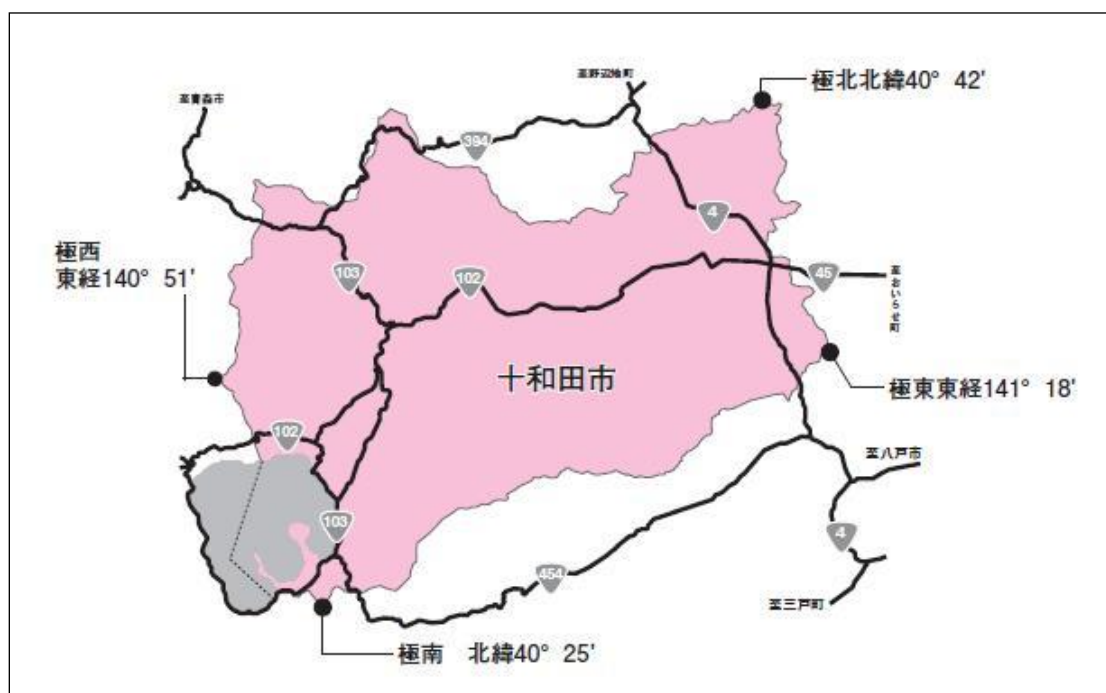
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 た は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	商工会、商工会議所等 商工業関係団体	1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1 農林水産業に係る被害調査に関する事 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事
	運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関する事
	建設業関係団体	1 災害時における応急復旧への協力に関する事
	その他NPO・ボランティア 団体等の各種団体	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2 災害応急対策に対する協力に関する事
	病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3 災害時における病人等の受入れ、保護に関する事 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関する事
	社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3 災害時における入居者の保護に関する事
	金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資に関する事
	学校法人	1 防災教育に関する事 2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事 3 災害時における応急の教育に関する事
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関する事
	多数の者が出入りする 事業所等（病院・デパ ート・工場 等）	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2 来場者等に対する避難誘導に関する事 3 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事

第6節 市の自然的・社会的条件

1 位置

本市は、青森県の南東部中央に位置し面積は725.65km²である。

位 置		隣 接 市 町 村	
極東	東経141度18分	青森県	青森市、七戸町、東北町、六戸町、五戸町、新郷村、平川市
極西	東経140度51分		
極南	北緯 40度25分	秋田県	鹿角市、小坂町
極北	北緯 40度42分		



2 地勢

(1) 地形及び地質

本市は、西半分には山地と原野が広がり、東半分は標高70m前後の台地で農地と市街地が形成されている。

(2) 河川、湖沼及び山岳

本市の西南端に面積61.0km²、海拔400m、水深326.8mの十和田湖(二重カルデラ湖)がある。

十和田湖を源とする奥入瀬川が三本木原台地などの河岸段丘を形成しながら太平洋へ向かって流れているほか、後藤川をはじめとする多数の河川がある。また、奥入瀬川から上水した人工河川の稲生川が太平洋に注いでいる。

山地は縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などからなる。

(3) 道路

本市には、国道4号、国道45号、国道102号、国道103号、国道394号、国道454号の6本の国道が通り、各地を結んでいる。また、十和田湖周辺では、奥入瀬バイパス及び宇樽部バイパスが整備され、現在、青樫山バイパスの整備が進められている。

本市の河川、湖沼及び山岳については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-1 十和田市の河川、湖沼及び山岳

3 気象

本市は太平洋側気候に属しており、東部の台地部は年間を通じて降水量が少なく比較的穏やかだが、西部の山岳部は地形が複雑なため、山岳地方気象を示す所があり、旧十和田湖町の区域は特別豪雪地帯に指定されている。また、6、7月には冷たい偏東風(ヤマセ)が吹き、農作物に悪影響を及ぼすことがある。

本市の気象については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-2 十和田市の気象

4 人口及び世帯

国勢調査によると、平成27年の本市の人口は63,429人であり、平成12年の69,630人をピークに減少傾向にある。

一方、世帯数は、25,487世帯であり、大正9年の調査開始以来初の減少となった。

本市の人口及び世帯の推移については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-3 十和田市の人口及び世帯の推移

5 土地利用状況

総面積は725.65km²であり、平成30年における主な地域別面積で見ると、山林・原牧野が431.7km²で全体の59.5%を占めて最も多く、次いで農用地である田畑が120.08km²で16.5%を占めているが、宅地については20.43km²でわずか2.8%を占めているにすぎない。

本市の土地利用状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-4 十和田市の土地利用状況

6 産業及び産業構造の変化

産業構造を就業人口の推移から見ると、増加傾向を示している。平成27年の業種別構成では第3次産業が19,263人で全体の61.9%を占めて最も多く、次いで第2次産業が6,821人で全体の21.9%の順となっており、一方、第1次産業は3,767人で全体の12.1%と平成22年に比べて微増している。

本市の産業及び産業構造の変化については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 1-6-5 十和田市の産業及び産業構造の変化

第7節 災害の記録

当市の過去における大規模な災害状況を見ると、水害、風害等があげられるが、これまでの主な災害は、次のとおりである。

年月日	種類	旧十和田市地区	旧十和田湖町地区
平成2年 10月26日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨のため、市内全域で土砂の流出、床下及び床上浸水、河川の決壊、道路の決壊などの被害があった。降り始めからの雨量は254mmであった。 住家床上浸水 20棟 住家床下浸水 62棟 住家一部破損 15棟 非住家被害 64棟 農地の流出、埋没被害 718箇所 道路決壊等 50箇所 河川決壊等 63箇所 罹災世帯数 6世帯 ・被害総額 3,793,731千円 農林水産業施設 3,065,000千円 公共土木施設 615,000千円 公立文教施設 100千円 その他 113,631千円 	<ul style="list-style-type: none"> 住家床下浸水 7棟 非住家被害 7棟 道路決壊 11箇所 河川決壊 15箇所 崖崩れ 6箇所 水路、農地損壊 11箇所 ・被害総額 300,000千円
平成3年 9月28日	暴風 (台風19号)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風19号の通過により強風となり、家屋の破損、農作物の風害、倒木等の被害があった。 負傷者重傷 2人 負傷者軽傷 9人 住家半壊 27棟 住家一部破損 110棟 非住家被害 318棟 電話不通 257件 停電 9,200戸 罹災世帯数 29世帯 ・被害総額 1,486,665千円 農産被害 1,091,461千円 公立文教施設 8,062千円 その他 387,142千円 	<ul style="list-style-type: none"> 住家全壊 1棟 住家半壊 4棟 住家一部破損 66棟 非住家被害 109棟 ・被害総額 428,400千円
平成11年 10月28日	大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨のため、市内全域で土砂の流出、床下及び床上浸水、河川の決壊、道路の決壊などの被害があった。 住家床上浸水 36棟 住家床下浸水 65棟 住家一部破損 5棟 非住家被害 48棟 農地の流出、埋没被害 857箇所 道路決壊等 25箇所 河川決壊等 44箇所 ・被害総額 2,127,812千円 農林水産業施設 1,581,857千円 公共土木施設 457,473千円 その他 88,482千円 	<ul style="list-style-type: none"> 住家床下浸水 15棟 非住家被害 3棟 道路決壊 5箇所 河川決壊 1箇所 ・被害総額 182,000千円

第8節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、災害の想定にあたっては、最新の科学的知見等を反映し、常に見直しを行うこととする。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常降雨による災害
- 3 豪雪による災害
- 4 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- 5 その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防災組織

第1節 十和田市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は、条例で定めるものとする。

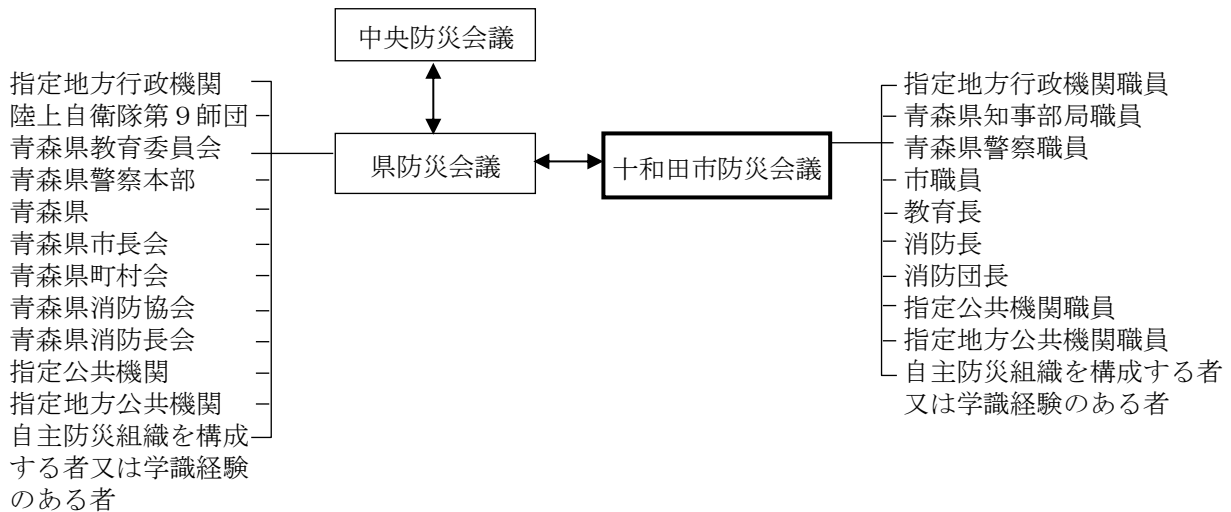
1 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 十和田市教育委員会教育長
- (6) 十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び十和田市消防団団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

〔十和田市防災会議組織図〕



2 事務局

防災会議の事務局を総務部総務課に置く。

3 所掌事務

十和田市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 十和田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

※十和田市防災会議に係る条例、運営要綱及び委員名簿については、資料編に掲載のとおりである。

- 【資料編】 2-1-1 十和田市防災会議条例
 2-1-2 十和田市防災会議運営要綱
 2-1-3 十和田市防災会議委員名簿

第2節 配備態勢

1 配備基準

配備基準については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 2-2-1 配備態勢

2 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

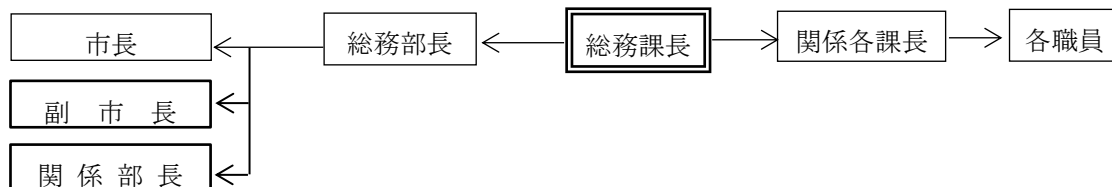
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、職員初動体制マニュアルによる。

(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



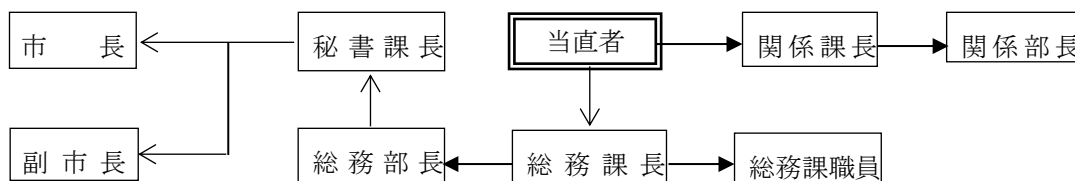
イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し、活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 総務課長（総務班長）は、応急対策活動の状況に応じ、他市町村への応援を依頼するなど、職員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、地震災害が発生し、又は地震による被害の発生が予想されるときは、職員初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

第3節 十和田市災害対策本部

市の地域内に地震災害が発生し、又は地震による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ、市長が全庁的対応の必要があると認めるときに設置する。

ア 災害が市内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総括司令班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	〃
県（危機管理局）	青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	〃
警察・消防	電話、無線	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話、プレスリリース	総務班
市民	報道機関、防災広報車、無線、ホームページ等	〃

イ 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、次のとおりである。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と本部員等をもって組織する（後述の組織機構図参照）。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、本部員を長とする部等に班を置き事務を処理する。

ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

※十和田市災害対策本部条例等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 2-3-1 十和田市災害対策本部条例

(2) 災害対策本部班別業務及び十和田地域広域事務組合警防本部班別業務は、次のとおりである。

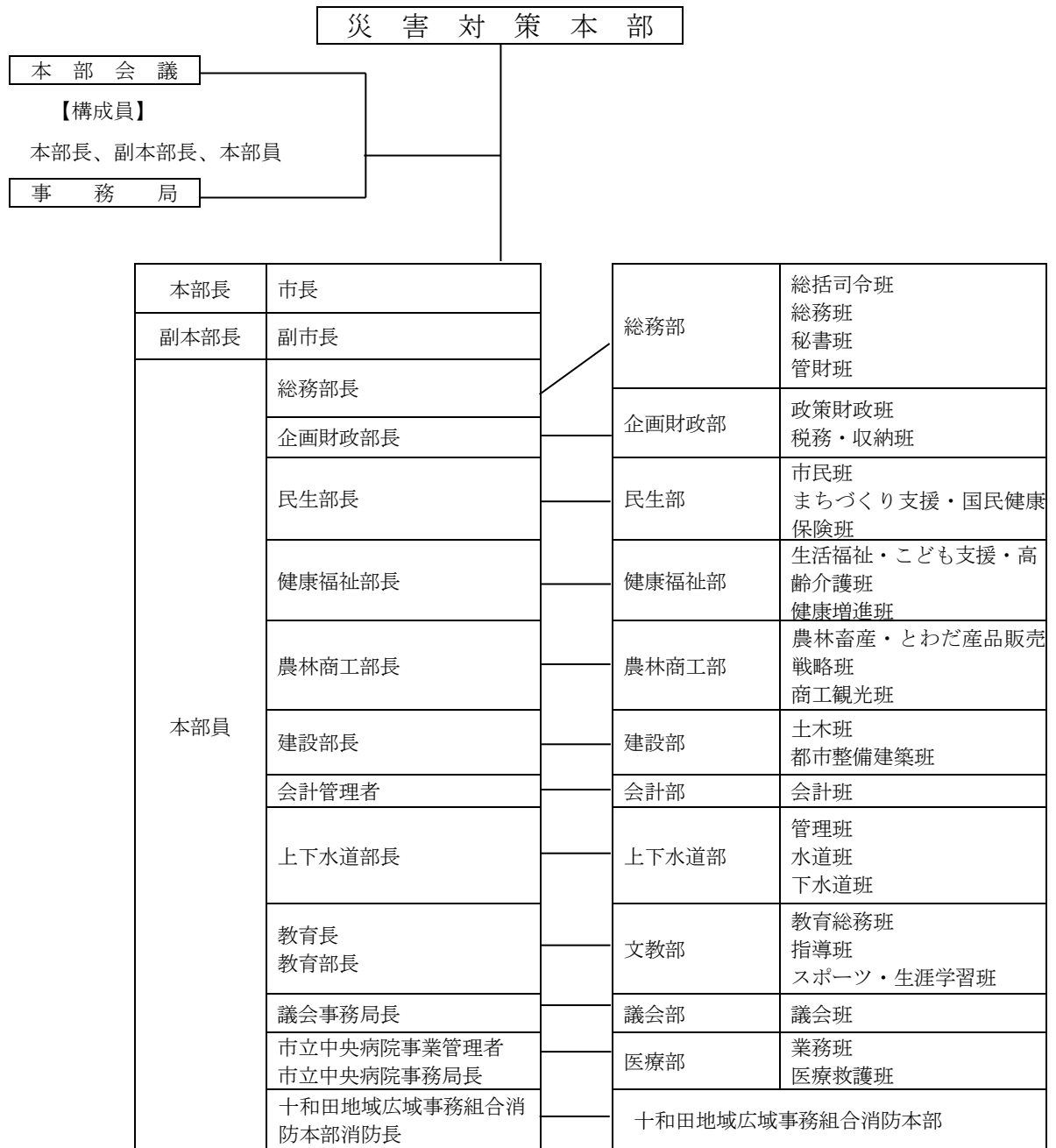
ア 十和田市災害対策本部班別業務分担については、資料編に記載のとおりである。

【資料編】 2-3-2 十和田市災害対策本部運営規則

イ 十和田地域広域事務組合警防本部班別業務分担については、資料編に記載のとおりである。

【資料編】 2-3-3 十和田地域広域事務組合警防本部班別業務分担

十和田市災害対策本部組織機構図



3 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後72時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、国土交通省等）を県等に要請するなど、防災関係機関等と相互に連携を図り、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用する。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

災害対策本部には、自衛隊、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されることがある。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議等を通じ、密接な連携を確保する。

第4節 災害対策本部に準じた組織

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害対策連絡本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 設置基準

- (1) 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- (2) その他市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき。

2 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

3 設置及び廃止時の通知等

災害対策本部の場合に準じる。

4 その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究 [総務課、県、気象台]

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が增大している。そのなかで、風水害等の各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと関係を図り、各種災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

1 各種災害に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測データを収集するとともに、風水害等の災害の履歴を調査分析する。

2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、市民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4 防災公共推進計画

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施したうえで、県及び市が一体となって最適な避難路・指定避難場所を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・指定避難場所を確保するため、必要な対策や優先度について定めた防災公共推進計画に基づき、その対策を実施する。

第2節 業務の継続性の確保

1 方針

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

2 実施内容

市は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図る。

特に、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながる通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理並びに役割・分担について定めるものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第3節 防災業務施設、設備等の整備

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

1 気象等観測施設・設備等 [総務課、県、消防本部]

- (1) 気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備、点検を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 市は集中豪雨等においては、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合もあるため、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 市内の雨量・水位等観測所及び観測点については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-1 気象観測施設・設備等

2 消防施設・設備等 [総務課、消防本部]

消防ポンプ自動車等、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備等の整備、改善並びに性能調査の実施により有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-2 消防施設等の現況

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。

ア 消防ポンプ自動車等整備計画

イ 消防水利整備計画

ウ 屯所整備計画（消防団）

消防ポンプ自動車等の整備については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-3 消防ポンプ自動車等の整備

3 通信設備等 [総務課]

- (1) 市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集・伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等のネットワーク構築に努める。特に災害時に孤立する地域が生じるおそれがある地区で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地区の市民との情報連絡体制を確保するよう努める。

市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化及び情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるとともに、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア 防災行政無線

(ア) 市有無線設備は、次のとおりである。

a 移動系

b 同報系

(イ) 通信系統図については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-4 通信施設・設備等

イ 県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続している。

連絡系統図については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-5 青森県防災情報ネットワーク

ウ 消防救急無線

消防救急無線については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-6 消防救急無線

4 水防施設・設備等 [土木課]

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

水防倉庫の資機材の備蓄状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-7 水防施設・設備等

(2) 整備計画

市及び防災関係機関は、水防活動に必要な水防資機材を常に点検し、当該年度の「青森県水防計画書」に定める「水防倉庫の資機材備蓄基準」により必要な資機材を備えておく。

5 救助資機材等 [消防本部]

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、救命胴衣等の救助資機材を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

(1) 整備状況

救助施設・設備等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-8 救助施設・設備等

(2) 整備計画

人命救助に必要な施設・設備については、年次計画により一層の整備充実に努める。

6 広域防災拠点等 [総務課]

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資搬送施設（二次物資拠点）等のための活動拠点を確保する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市が設置する地域内輸送拠点（十和田市総合体育センター、十和田市志道館）

広域防災拠点等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-3-9 広域防災拠点等

7 その他施設・設備等

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるとともに、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所を定期的に点検する。

また、関係機関は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な重機類については、年次計画により一層の整備充実に努める。

第4節 防災情報ネットワーク [総務課]

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1 防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、他市町村、防災関係機関を接続し、次の機器により情報伝達を行う。

- (1) 専用電話
 - ア 端末局間のIP電話
 - イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話
- (2) 文書データ伝送用端末
 - ア 端末局間の文書データ伝送
 - イ 総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2 総合防災情報システムの活用

県、他市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定め、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努めるとともに、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

- (1) 防災情報の統合化
気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。
- (2) 防災情報の高度化
被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データ、属性情報連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。
 - ア 被害情報、措置情報
 - イ 指定避難所情報
 - ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報
- (3) 防災情報の共有化
防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。
 - ア 総合防災情報システム端末の設置
県防災消防課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。
 - イ 市民への情報提供
インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより市民に提供する。
青森県総合防災情報システムに入力された避難勧告等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートにて、住民へ伝達する。

第5節 防災事業

地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、以下の防災事業を推進するものとする。

1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

農地防災事業については、治山、治水その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山対策事業 [農林畜産課]

市では、これまで山地治山事業、水土保持治山事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、保安林整備事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防災対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが市民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

ア 山地災害危険地区

(ア) 山腹崩壊危険地区

(イ) 崩壊土砂流出危険地区

(ウ) 地すべり危険地区

イ 小規模山地崩壊危険地

ウ なだれ危険箇所

治山対策事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-1 治山対策事業

(2) 土砂災害対策事業 [土木課]

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア 砂防事業

市では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤、渓床の縦横侵食防止のための床固工、渓流保全工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、市域には、土石流危険渓流を多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

砂防事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-2 土砂災害対策事業

イ 地すべり対策事業

市には、地すべり危険箇所等があり、これまで地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設工事が実施されてきたところであるが、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

地すべり対策事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-1 治山対策事業

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

市では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を赤沼地区を重点的に整備するなど、急傾斜地崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、市域には、急傾斜地崩壊危険箇所を抱えており、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

急傾斜地崩壊対策事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-2 土砂災害対策事業

エ なだれ対策事業

市には、なだれ危険箇所があり、今後もなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なだれ対策事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-1 治山対策事業

(3) 河川防災対策事業 [土木課]

市内を流下する一級、二級河川は高瀬川水系の砂土路川、奥入瀬川水系の奥入瀬川等であり、県の管理するところである。

一級河川の高瀬川水系の砂土路川は、全流域にわたって改修が終了した。

しかし、二級河川奥入瀬川の御幸橋下流は、災害助成事業で改修済であるが、その上流及び支流については未改修の状態となっており、今後その整備促進を働きかけていく。

また、市内を流れる普通河川は、小規模な河川が多く、特に改修改良を必要とする河川は皆無にひとしいが、災害発生時には、速やかに応急復旧ができるような体制を整える。

河川防災対策事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-3 河川防災対策事業

(4) 農地防災対策事業 [農林畜産課]

ア 農地防災ダム事業

降雨、融雪時の河川の増水等による洪水被害を防止するため、洪水調節用のダムの新設、改修事業を実施する。

イ 湛水防除

市農用地等の湛水防除対策として、湛水防除事業が実施された各地区における排水機等の主要施設は、ほぼ整備されている。また、ほ場整備施行地域の主要排水路はおおむね整備され未施行地域についても、地区内の排水路の整備を図るべく事業計画を進めている。

ウ たため池等整備事業

(ア) 市においては、従来から農業用水確保のため、たため池（災害防止用のダムを含む）を利用しているが、これらのたため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し、補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流域の災害を未然に防止するよう努める。

(イ) 市における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

(ウ) 市における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

農地防災対策事業については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-4 農地防災対策事業

エ 地すべり防止

市の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心として県において地すべり対策事業を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

2 都市防災対策事業

都市の自然放任によって生ずる無計画な市街地や土地利用の混乱を防ぎ、都市防災をも十分加味して秩序ある環境の整備された市街地を図るため自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。都市再生推進事業、防災拠点施設整備事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、土地区画整理事業に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し計画する。

(1) 地域地区の設定、指定 [都市整備建築課]

ア 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

(2) 都市基盤施設の整備 [都市整備建築課、土木課、下水道課]

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備を推進する。

ア 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ 公共下水道事業(雨水)

雨水による市街地の浸水を防止するため、雨水渠等の新設又は改修に努める。

(3) 防災拠点施設整備事業 [総務課]

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救護活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備 [都市整備建築課]

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

イ 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

ウ 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

(5) 建築物不燃化対策 [都市整備建築課、管財課]

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保 [都市整備建築課]

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築物や地下施設等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。

3 その他の防災事業

その他の防災事業として道路、港湾等の点検、整備及び上下水道の防災性の強化を図るとともに、危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路 [土木課]

市には、道路注意箇所があり、市道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

道路危険箇所については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-5-5 道路危険箇所

(2) 上下水道施設 [水道課、下水道課]

市における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに、防災用資機材の整備充実を図る。

(3) 危険地域からの移転対策事業 [都市整備建築課]

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等により危険のある住宅について、市民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第6節 自主防災組織等の確立 [総務課、消防本部]

大規模な風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民が自主的に自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、市は、市民等に対する自主防災組織等結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在各地区で組織され、防災活動を実施しているところである。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-6-1 自主防災組織一覧表

2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は市民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、市民、既存の町内会、自治会等の自治組織に対して、自主防災組織の結成・育成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進するとともに、その要となる優れたリーダー育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び市民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、市民が一致団結して、初期消火活動の実施及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するいわゆる避難行動要支援者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの訓練の日常化、訓練の実施を促すものとする。
- (4) 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時には指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- (5) 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

3 事業所における自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力的に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（「以下地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で避難行動要支援者に配慮した防災活動を次により行う。

- (1) 平常時の活動
 - ア 情報の収集伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 活動地域内の防災巡視の実施
 - エ 火気使用設備器具等の点検
 - オ 防災用資機材の備蓄及び管理
 - カ 要配慮者の把握
 - キ 地区防災計画の策定
- (2) 災害時の活動
 - ア 初期消火の活動
 - イ 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難指示（緊急）等の伝達、避難誘導
 - ウ 救出救護の実施及び協力
 - エ 集団避難の実施
 - オ 指定避難所の開設・運営
 - カ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、市民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ア 情報の収集伝達体制の確立 | イ 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施 |
| ウ 火気使用設備器具等の点検 | エ 防災用資機材の備蓄及び管理 |

(2) 災害時の活動

- | | |
|-----------|---------------|
| ア 初期消火の活動 | イ 救出救護の実施及び協力 |
| ウ その他 | |

6 地区防災計画の提案

地区居住者等は、十和田市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。十和田市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めなければならない。

7 防災士の育成

防災について十分な意識と一定の知識・技能を持ち、地域の防災リーダーとして中心となって活動する防災士の育成に努め、自主防災組織等の防災力の向上に努めるとともに、防災組織等が未設立の地区においては、自主防災組織等の地域防災コミュニティの構築に寄与する。

第7節 防災教育及び防災思想の普及 [総務課]

風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献紹介とその検討会

2 市民に対する防災思想の普及

- (1) 市は、人的被害を軽減する方策は、市民の避難行動が基本となることを踏まえ、警戒レベルとそれに伴う避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、市全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及啓発方法及び内容は次のとおりである。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ、新聞等で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・県防災ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促すものとする。
- (エ) 防災に関する講演会、展覧会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 簡単な気象・水象・地象に関すること。
 - (イ) 気象予報・警報等に関すること。
 - (ウ) 災害時における心得に関すること。
 - (エ) 災害予防に関すること。
 - (オ) 災害危険箇所に関すること。
- (2) 市が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、市民に対する防災思想の普及推進を図る。
- (3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。
- 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、市民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。
- ア 洪水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料は図面表示等を含む形で取りまとめた防災ハザードマップ等の作成を行い、市民等に配付する。
- また、中小河川や内水による浸水に対応した防災ハザードマップ等の作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、要配慮者が利用する施設等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した防災ハザードマップ等を施設等の管理者へ提供する。
- イ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配付する。
- ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民に配付する。
- エ 防災マップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解促進を図るよう努める。
- オ 市の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- (4) 青森地方気象台は、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を市民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、市民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の市民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。
- 市は、県及びその他の防災関係機関と連携しつつ、協力するものとする。
- (5) 災害教訓の伝承
- 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第8節 企業防災の促進 [商工観光課]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 防災意識の高揚

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計

画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

3 避難確保・浸水防止計画

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続施設等（洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

【資料編】 3-18-1 要配慮者が利用する施設（奥入瀬川浸水想定区域、土砂災害警戒地域）

4 防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第9節 防災訓練 [関係各課、消防本部]

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と市民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的かつ継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

市は、毎年原則として当市において大きな被害が発生した十勝沖地震の発生月である5月、又は防災の日（9月1日）若しくは防災週間（防災の日を含む一週間）内に、災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を図るため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県、その他の防災関係機関及び公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた市民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた総合訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。また、訓練の実施に当たっては、必要に応じてハザードマップを活用して行う。

ア 市水防計画に基づいて実施する。

イ 実施時期は、できるだけ出水期又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努める。

ウ 実施場所は、毎年、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を想定して実施する。

エ 訓練内容はおおむね次のとおりである。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| (ア) 災害広報訓練 | (イ) 通信訓練 |
| (ウ) 情報収集・伝達訓練 | (エ) 災害対策本部設置・運営訓練 |
| (オ) 交通規制訓練 | (カ) 避難・避難誘導訓練 |
| (キ) 水防訓練 | (ク) 土砂災害防御訓練 |
| (ケ) 救助・救出訓練 | (コ) 救急・救護訓練 |
| (サ) 応急復旧訓練 | (シ) 生活関連訓練 |
| (ス) 隣接市町村等との連携訓練 | (セ) 指定避難所開設・運営訓練 |
| (ソ) 避難行動要支援者の安全確保訓練 | (ク) NPO・ボランティアの受入れ・活動訓練 |
| (フ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練 | |

(2) 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

ア 実施期間は、山火事防止運動強化期間（4月10日～6月10日）内とする。

イ 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努める。

ウ 訓練内容は、おおむね次のとおりである。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (ア) 情報収集・伝達訓練 | (イ) 現場指揮本部設置訓練 |
| (ウ) 航空偵察訓練 | (エ) 空中消火訓練 |
| (オ) 地上消火訓練 | (カ) 避難・避難誘導訓練 |
| (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練 | |

2 個別防災訓練の実施

市は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施する。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 指定避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他の訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる市民に対して、市の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、市民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、市民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第10節 避難対策 [総務課、生活福祉課、こども支援課、市民課]

災害時等における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

1 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- (1) 要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
- (2) 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること
- (3) 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること
- (4) 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
- (5) 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること
なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。
- (6) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

3 指定避難所等の事前指定等

- (1) 避難場所に関する用語の規定は、次のとおりである。

指定避難所	市が指定する指定避難所（学校体育館、公共建物等）であり、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設
指定緊急避難場所	市が指定する避難場所（公園、緑地、グラウンド等）であり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす場所
一時集合場所	地域で定めた集合場所
避難場所	指定避難所及び指定緊急避難場所

- (2) 避難場所については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-10-1 避難場所一覧

- (3) 災害の状況により、上記の指定避難場所のみで足りない場合又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難場所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておく。

4 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

5 指定避難所の整備

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備、備蓄場所の確保に努める。

また、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を備蓄するよう努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器や良好な生活環境を確保するために、換気・照明等の設備の整備を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

6 標識の設置等

指定避難所等を指定したときは、指定避難所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定避難所であるかを明示するよう努める。

7 避難路の選定

避難路の選定は、次のとおりである。

- (1) 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること。
- (2) 避難のため必要な広さを有する道路とすること。

8 避難訓練の実施

市民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

9 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

また、指定緊急避難場所を日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難場所等の広報

市民に対して、避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の心得
- ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所運営マニュアルに基づいた訓練等を通じて、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

10 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難勧告等を発令する対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象人口及び避難行動要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 要配慮者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給措置
 - エ 被服、生活必需品の支給措置
 - オ 負傷者に対する応急救護措置
 - カ その他、指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

- (7) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難受入れ中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ 避難者からの各種相談の受付
 - オ その他必要な事項
 - (8) 災害時における広報
 - (9) 自主防災組織等との連携

市民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。
- 11 広域一時滞在に係る手順等の策定
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第11節 災害備蓄対策

1 方針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、市民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、市民の災害への備えを向上させるよう努める。

2 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

市民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

ア 家庭における備蓄

市民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

イ 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

ウ 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

・市における備蓄

市民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(3) 備蓄物資の整備

市は、青森県災害備蓄指針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた十和田市備蓄計画により、計画的に備蓄を推進する。

- (3) 市等防災関係機関は、被災した者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (4) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備
 - ア 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
 - イ 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。
 - ウ 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (5) 応急仮設住宅供給における配慮

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。
- (6) 指定避難所における連絡体制等の整備

要配慮者利用施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。
- (7) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第13節 防災ボランティア活動対策 [生活福祉課、こども支援課、教育総務課]

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

- 1 関係機関の連携・協力

市は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。
- 2 防災ボランティアの育成

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部十和田市地区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。
- 3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- 4 防災訓練等への参加

県及び市は、県教育委員会及び市教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部十和田市地区へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部十和田市地区は、その他の地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。
- 5 ボランティア団体間のネットワークの推進

市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部十和田市地区は、平常時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていくよう支援する。
- 6 防災ボランティア活動の環境整備
 - (1) 市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動

調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

- (2) 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第14節 文教対策 [土木課、教育総務課、スポーツ・生涯学習課]

幼児・児童・生徒(以下「児童生徒等」という。)及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土地・建物、その他の工作物(以下「文教施設」という。)及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画(学校安全計画等)を策定し、その周知徹底を図る。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳(小・中学校)での安全に関する学習、特別活動の学級(ホームルーム)活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

- 4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

 - (1) 通学路の安全確保
 - ア 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
 - イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
 - ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
 - エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。
 - (2) 登下校等の安全指導
 - ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
 - イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
 - ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。
- 5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。
- 6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。
- 7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。
- 8 文化財の災害予防

市内には歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第15節 警備対策 [総務課]

十和田警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

○ 措置内容

十和田警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

- 1 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定避難所、避難誘導経路及び指定避難所の受入れ能力等を把握する。
- 2 災害警備訓練

災害警備に関して警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。
- 3 災害警備活動体制の確立

地震災害時を想定し、防災関係機関、防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。
- 4 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

- 5 災害警備用物資の備蓄
関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。
- 6 防犯組織に対する協力
地域安全活動の中核となる防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。
- 7 防災意識の高揚
日頃から市民に対して、地震災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の高揚を図り、地震災害時の混乱を未然に防止する。

第16節 交通施設対策 [土木課]

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

- 1 道路・橋梁防災対策
道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。
また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。
道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。
- 2 関連調整事項
陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

- 1 電力施設 [政策財政課]
電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
 - (1) 電力設備の災害予防措置
 - ア 水力発電設備
過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。
 - イ 送電設備
架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。
 - ウ 変電設備
浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。
 - エ 配電設備
山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

- (2) 防災業務施設及び設備の整備
 - 次の施設及び設備を整備する。
 - ア 観測、予報施設及び設備
 - イ 通信連絡施設及び設備
 - ウ 水防、消防に関する施設及び設備
 - エ その他災害復旧用施設及び設備
- (3) 災害対策用資機材等の確保及び整備
 - ア 資機材等の確保
 - 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。
 - イ 資機材等の輸送
 - 資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。
 - ウ 資機材等の整備、点検
 - 資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。
 - エ 資機材等の仮置場
 - 市は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力する。
- (4) 電気工作物の巡視、点検、調査等
 - 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (5) 広報活動
 - ア 公衆感電事故防止 P R
 - 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。
 - イ P Rの方法
 - 公衆感電事故防止 P Rについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付する。
 - ウ 停電関連
 - 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2 ガス施設 [政策財政課]

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

- (1) ガス施設の災害予防措置
 - 風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。
 - ア 定期点検
 - ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。
 - イ 緊急操作設備の強化
 - 製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・L P G流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。
 - ウ L P G容器の転倒防止措置
 - L P G容器の転倒防止措置を徹底する。
- (2) 応急復旧体制の整備
 - ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備
 - イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
 - ウ 応急復旧動員体制の整備
 - エ 応急復旧用資機材の整備
 - オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
 - カ 保安無線通信設備の整備・拡充
- (3) 広報活動
 - ア ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
 - イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設 [水道課]

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

- (1) 施設の防災対策の強化
 - 施設の新設、拡張、改良等の際し、施設の防災対策を強化する。
- (2) 防災用施設・資機材の整備充実
 - 水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。
 - また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

- (3) 非常時における協力体制の確立
被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。
- 4 下水道施設 [下水道課]
- 下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
- (1) 施設、設備の整備充実
雨水の汚水管渠への侵入対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。
 - (2) 防災体制の確立
下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。
 - (3) 非常時における協力体制の確立
民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。
- 5 電気通信設備 [政策財政課]
- 電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
- (1) 長期防災対策の推進
平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。
 - ア 豪雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
 - イ 豪雨又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
 - (2) 通信網の整備
電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置する。
 - ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
 - オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
 - (3) 防災資機材の整備
災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。
 - (4) 大規模災害時の通信確保対策
 - ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
 - イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
 - ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。
- 6 放送施設 [政策財政課]
- 放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
- (1) 放送施設の防災対策及び二重化
災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。
また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。
 - (2) 非常緊急放送体制の整備
緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。
 - (3) 防災資機材の整備
災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第18節 水害予防対策 [土木課、総務課、生活福祉課、こども支援課、高齢介護課、下水道課]

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川等の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、市民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

1 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともに、その適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については、第3章第5節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川等の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

3 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模水害減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、市は、国、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

4 市民への情報伝達体制の整備

市は、災害に係る気象警報(特別警報を含む)・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の市民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、市民から市等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

加えて、住民の主体的な避難行動を促すため、避難勧告等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

5 水防資機材の整備

水防資機材の整備については、第3章第3節「防災業務施設、設備等の整備」による。

6 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

7 浸水想定区域等

- (1) 市は、国土交通大臣又は知事による洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、当該指定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

ア 市は、浸水想定区域、要配慮者が利用する施設、あるいは大規模工場等(施設管理者から申し出があった場合)ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

イ 浸水想定区域

浸水想定区域は、資料編に掲載のとおりである。

ウ 要配慮者等が利用する施設

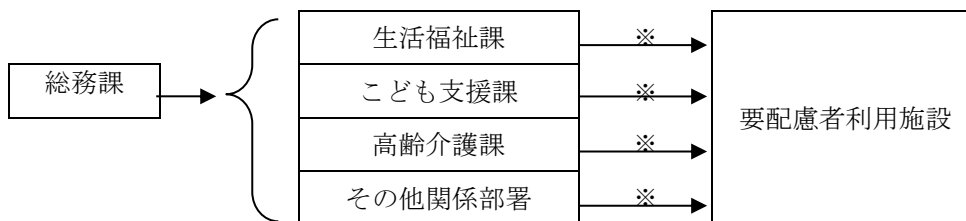
洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者が利用する施設等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 3-18-1 要配慮者が利用する施設（奥入瀬川浸水想定区域、土砂災害警戒地域）

エ 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法については、第4章第5節「避難」による。

また、水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりである。



※電話、FAX等による伝達

オ 避難場所

浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における市民及び要配慮者が利用する施設等の利用者を次の場所に避難させる。

浸水想定区域における指定避難所等については、第3章第9節「避難対策」による。

- (2) 市は、本計画において定められた事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した防災ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (3) 市は、市民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (4) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (5) 市長（水防管理者）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- (6) 市は、その区域内に存する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、市民に周知させるよう努める。

8 水防訓練

市は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第19節 風害予防対策 [総務課、農林畜産課、都市整備建築課]

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

1 市民への情報伝達体制の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 市は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に市民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

市等防災関係機関は、第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりである。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること。
- (2) 農作物等の防風対策に関すること。
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。
- (4) 竜巻注意情報に関すること。

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び十和田警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第20節 土砂災害予防対策 [土木課、総務課、都市整備建築課]

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の発表、市民への情報伝達体制の整備及び避難体制の整備等を図るものとする。

1 土砂災害危険箇所の把握及び市民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の市民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

2 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

市は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、市民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、地域住民等への周知に努める。

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等（警戒レベルを含む）を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

市は、避難勧告【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知するものとする。

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。また、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合においては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを念頭におきながら、県が提供する補足情報を参考とし、溪流・斜面の状況、気象状況及び次の基準等を含めて総合的に判断したうえで、余裕のある避難行動に配慮して速やかに避難勧告等を発令する。

なお、避難勧告等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供される土砂災害警戒判定メッシュ情報を踏まえ、危険度が高まっている区域に対しの確に発令するよう努める。

種 別	基 準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
【警戒レベル4】 避難勧告	1. 土砂災害警戒情報が発表された場合 2. 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3. 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	1. 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2. 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3. 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 4. 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を居住者等に促す必要がある場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	1. 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合

3 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国にあっては、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県にあっては、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

4 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、避難勧告等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

5 市民への情報伝達体制等の整備

災害に関係する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に市民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう上北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7 避難体制の整備

危険箇所周辺の市民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第9節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の市民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

- (1) 土石流（山津波）危険渓流
 - ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき。
 - イ 渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などがまざっているとき。
 - ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある。）。
 - エ 降雨量が減少しているにもかかわらず渓流の水位が低下しないとき。
 - オ 渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき。
- (2) 地すべり危険箇所
 - ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき。
 - イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき。
- (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - ア 斜面から急に水が湧き出したとき。
 - イ 小石がパラパラ落ち始めたとき。
- (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
 - ア 立木の倒れる音がするとき。
 - イ 山腹に亀裂が生じたとき。
 - ウ 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき。
 - エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき。

8 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

9 土砂災害防止法による施策

土砂災害警戒区域における対策

- (1) 市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配付その他の必要な措置を講じる。

10 土砂災害警戒区域等一覧

土砂災害警戒区域等一覧は、第3章第5節「1(2)土砂災害対策事業」による。

第21節 火災予防対策 [消防本部、総務課、管財課、スポーツ・生涯学習課]

火災の発生を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、市は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性能を有する物品の使用をさせ、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物に消防用設備等を適法に設置及び維持するよう指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、市民に十和田地域広域事務組合火災予防条例の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 火災予防運動を実施し、火災予防等の諸行事を通じて広く市民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、市民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人防火クラブを育成指導する。

イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難場所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、自然水利、水泳プール、ため池等の消防水利の活用等、消防水利の多様化を図る。

また、地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

4 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、市民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の情報収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、市民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底させる。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 文化財に対する火災予防対策

市教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第 2 2 節 複合災害対策

1 方針

地震、風水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 実施責任者

市は、県及び防災関係機関等と連携して災害対策を行う。

3 実施内容

- (1) 災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりである。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の情報収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、災害に関係ある気象予報・警報等の情報収集及び伝達を迅速かつ適切に実施する。

1 実施責任者

- (1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、市民その他関係ある団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市、消防本部、警察署に通報しなければならない。

2 実施内容

(1) 気象予報・警報等の情報収集及び伝達

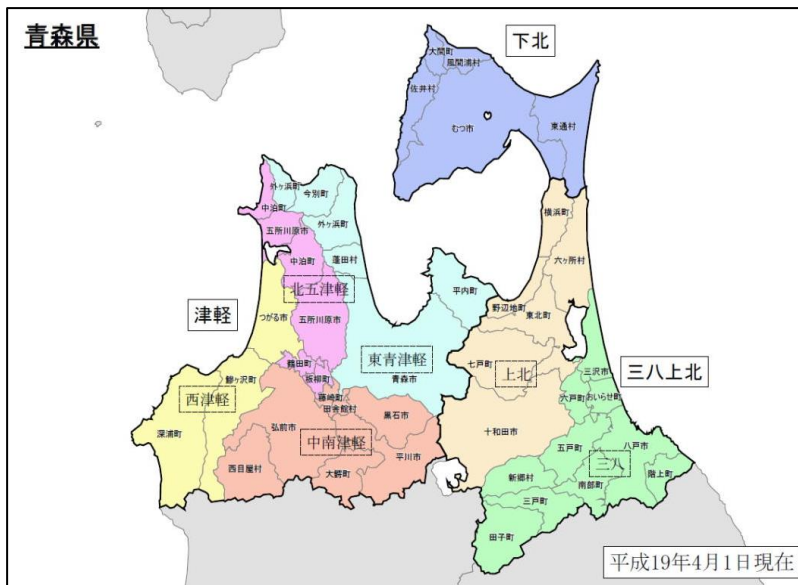
ア 気象予報・警報等の発表

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

国(国土交通省、気象庁)及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。また、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

別図1 青森県の警報・注意報発表区域図



府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
青森県	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
		上北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

- (ア) 特別警報・警報・注意報
特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	強風、風雪、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

- (イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要
特別警報・警報・注意報の種類と概要については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-1-1 警報・注意報発表基準一覧表

- (ウ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。

水防活動用警報・注意報等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-1-2 水防活動用警報・注意報

4-1-3 十和田市の特別警報・警報・注意報発表基準

- (エ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等が発表されたときに、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

- (オ) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

- (カ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は、次のとおりである。

- a 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

- b 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するため、特定して警戒を呼びかける情報で、県と青森地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。※ 青森県の発表基準は、1 時間 90 ミリ以上を観測又は解析したときである。

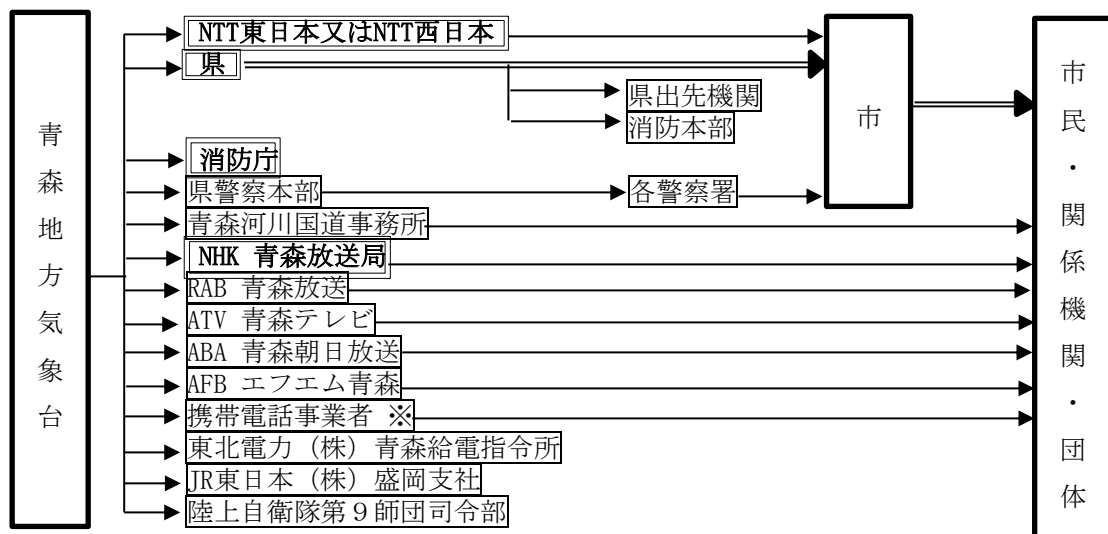
d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

イ 気象予報・警報等の伝達

- (ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森(八戸)海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は、警報に限る。
- (イ) 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市(町村)へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。
- (ウ) 東日本電信電話株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。
- (エ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。
- (オ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (カ) その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。
- (キ) 市は、必要に応じ、直ちに市民及び関係ある団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線(戸別受信機を含む。)及び広報車等により市民へ周知する。
- (ク) 県及び市は、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

【気象予報・警報・情報伝達系統図】



※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表された時に、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

注) 太字・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 水位到達情報の周知及び伝達

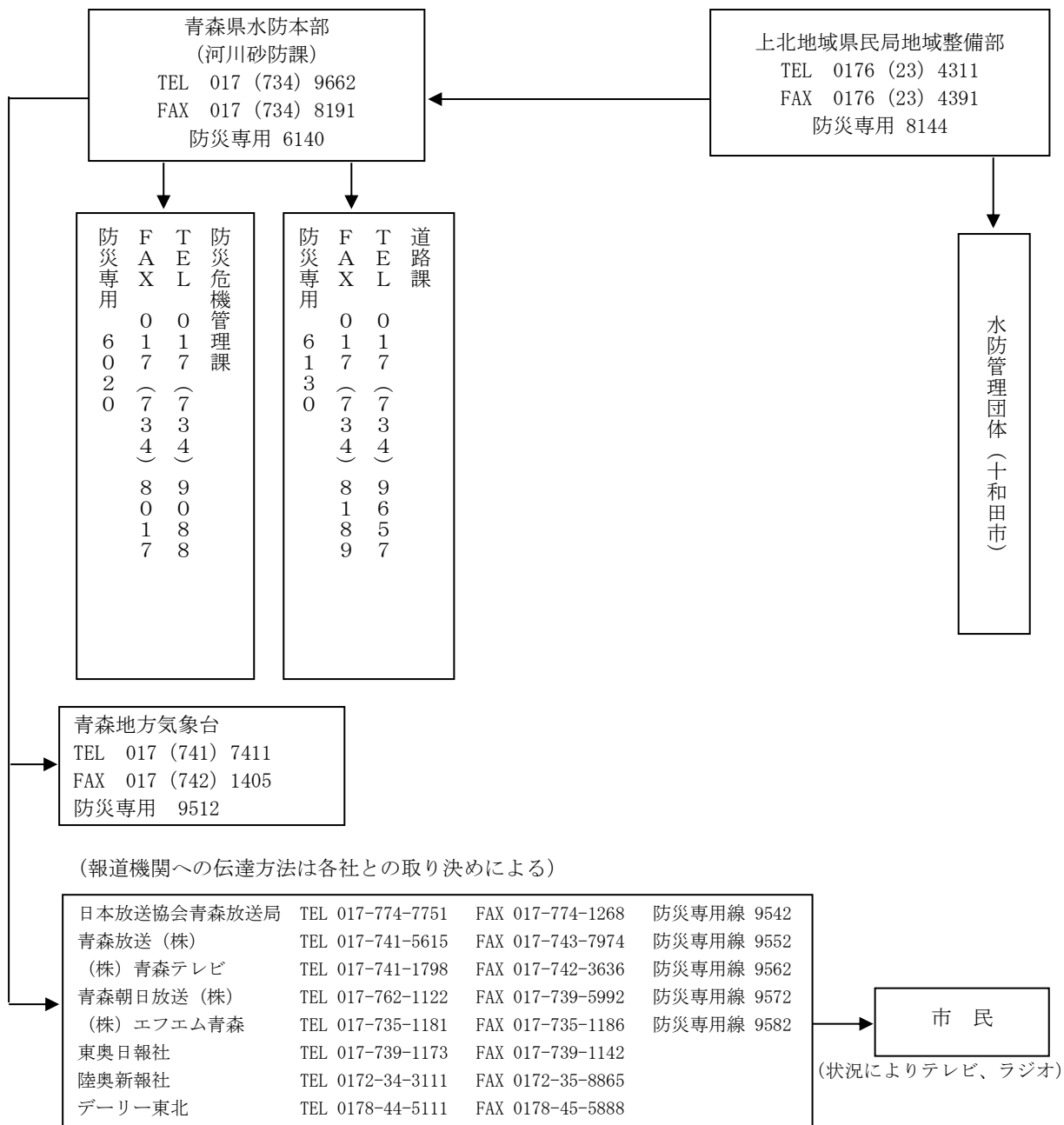
ア 避難判断水位の周知

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また避難判断水位を下回ったときは水防管理者（市町村）に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知する。

イ 氾濫危険情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

【県指定水位周知河川における水位到達情報伝達系統図】



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

※防災専用・・・県防災情報ネットワーク専用電話

(3) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(7) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

(イ) 水防指令の発令

水防本部長（知事）又は支部長（地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

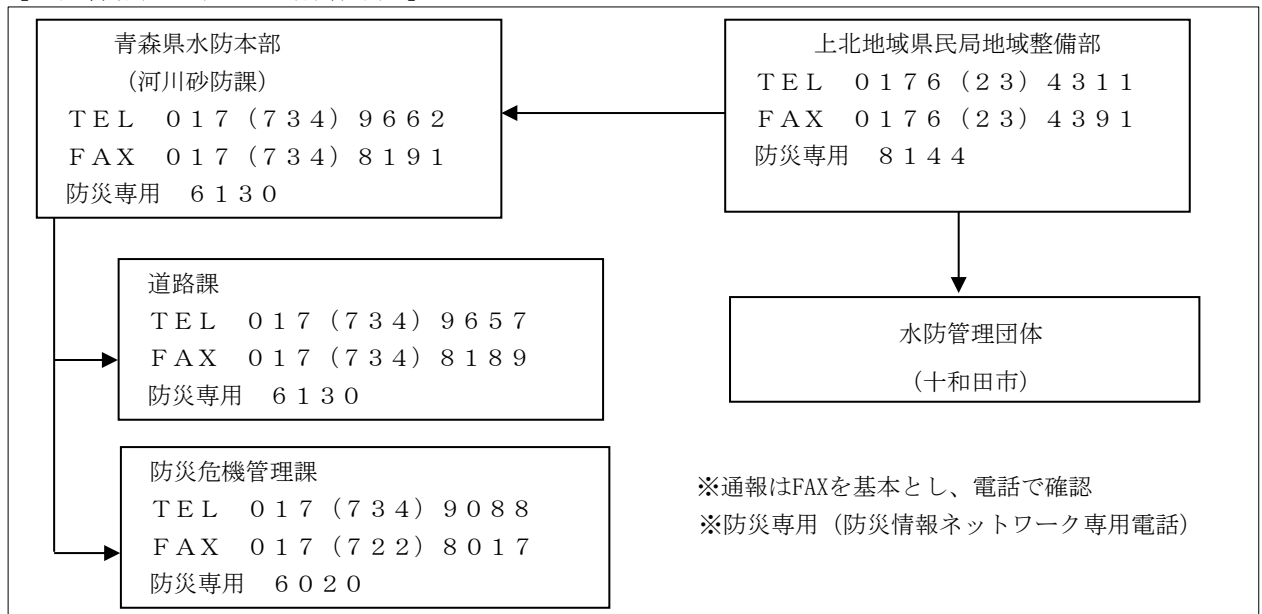
水防警報、水防指令については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-1-4 水防警報、水防指令

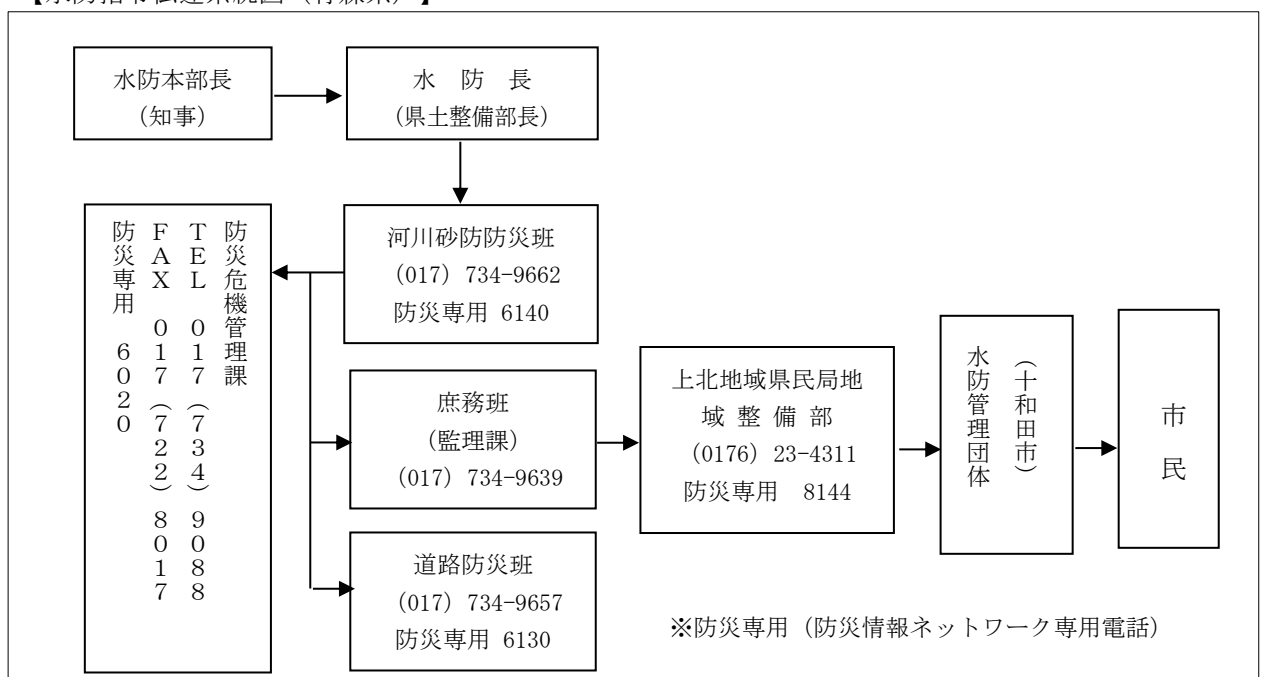
イ 水防警報及び水防指令の伝達

水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

【水防警報伝達系統図（青森県）】



【水防指令伝達系統図（青森県）】



(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市に伝達されるとともに、報道機関や関係機関を通じて、市民への周知が図られる。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

イ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りでない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱う。

(ア) 発表

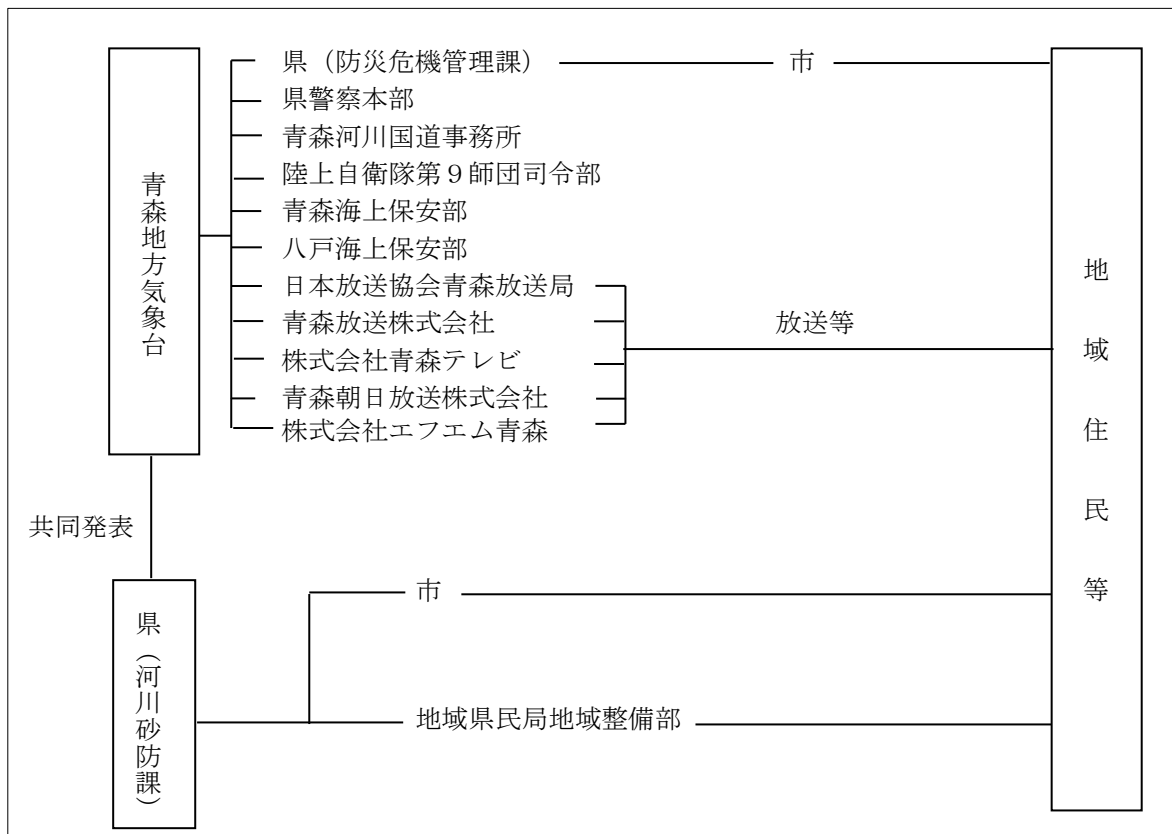
a 大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した監視基準に達した場合

b 土砂災害警戒情報発表中に、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要があると認められる場合

(イ) 解除

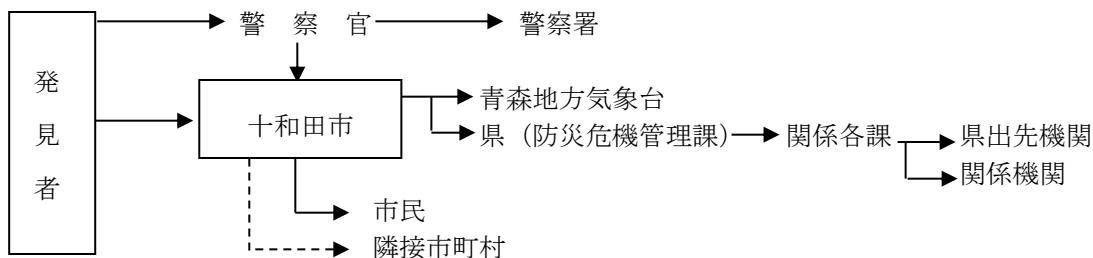
実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

【伝達系統図】



- (5) 火災警報の発令及び伝達
- ア 火災気象通報の通報、伝達
 青森地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県はこれを市（消防機関）に通報する。（火災気象通報の実施基準）
- (ア) 実効湿度が67%以下で、最小湿度は40%より下がり最大風速7m/s を超える見込みのとき。
- (イ) 平均風速が13m/s 以上の見込みのとき。
 ただし、雨又は雪を伴う場合は、通報しないこともある。
- イ 火災警報の発令
 市（消防機関）は、火災気象通報を受け、火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。
- (6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報
- ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。
 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等
- イ 通報及び措置
- (ア) 発見者の通報
 異常現象を発見した者は、市長又は警察官に通報する。
- (イ) 警察官の通報
 通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、警察署に通報する。
- (ウ) 市長の通報
 通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。
 なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。
- a 青森地方気象台
 b 県（防災危機管理課）
- (エ) 県の措置
 通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。
 各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



3 気象予報・警報等の伝達

(1) 気象予報・警報等の伝達方法

- ア 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員が受領する。
- イ 宿日直員が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。
- ウ 気象予報・警報等を受領した総務課長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般市民に通報する。
- エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等			伝達内容
	伝達先	伝達方法		
		勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課	関係課長へ電話 庁内放送及び 庁内メール	関係課長へ電話(宿日直員 が受領した場合は、宿日直 員が関係課長へ電話)	特に必要と認める警報・注意報 (なお勤務時間外は関係課長へ)
	十和田地域広域 事務組合消防本部	電話	電話	特に必要と認める警報・注意報
関係課長 等	各課関係機関	電話	受領責任者へ電話	特に必要と認める警報・注意報

オ 一般市民に対する周知方法は、次表のとおりとする。

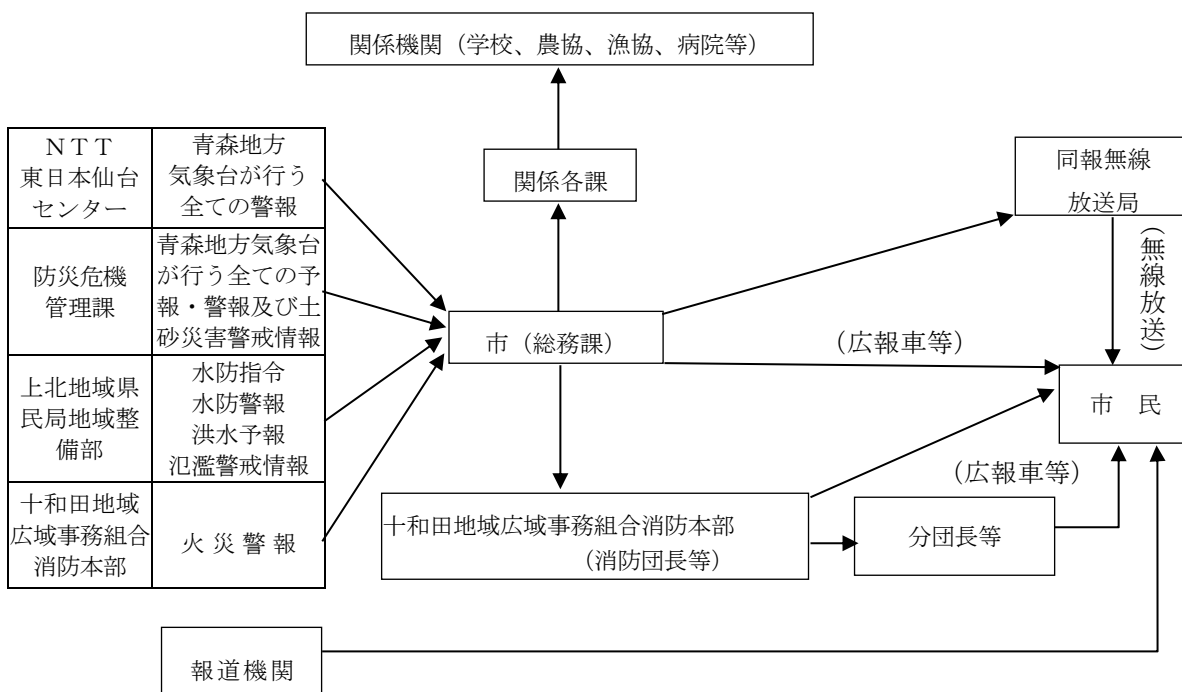
市長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	市民	広報車等 (J-ALERT等含む)	特に必要と認める警報・注意報
	大字沢田・大字奥瀬・ 大字法量各地区市民	同報無線	
十和田地域広域事務組合 消防本部消防長	市民	消防団	

※特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により市民へ周知する。

(2) 気象予報・警報等の伝達系統

気象予報・警報等の伝達系統は、おおむね次のとおりである。



第2節 情報収集及び被害等報告

災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

市は、災害情報及び被害状況を消防、警察、市民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報収集、伝達

市は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

市長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、各地区の市民等から情報を収集し、その結果を県(防災危機管理)に報告する。

(ア) 消防本部における情報収集先

署・分団名	職名	住所	連絡方法
十和田地域広域事務組合消防本部	警防課長	十和田市西二番町7番10号	25-4112
十和田消防署	署長	十和田市西二番町7番10号	25-4115
十和田湖消防署	署長	十和田市大字奥瀬字小沢口70番地1	72-2241
湖畔出張所	所長	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	75-1011
十和田市消防団	団長(消防本部)	十和田市西二番町7番10号	25-4112

イ 災害情報の内容

(ア) 災害発生のおそれがある場所、災害の種類

(イ) 今後とらうとする措置

(ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 市職員、消防職員及び消防団員の巡視

次の警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合は、各担当課職員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報等名	危険箇所等	担当課
大雨(特別)、洪水、 暴風(特別)、大雪(特別)、 暴風雪(特別)	災害危険指定箇所、 農業施設住宅低地帯	土木課、農林畜産課
〃	全域	消防本部

エ 災害情報の報告

市長(総務課)は、収集した情報をとりまとめ、県(防災危機管理)に報告する。

(2) 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たって正確を期するため、町内会長その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

イ 被害状況の報告等

(ア) 十和田地域広域事務組合消防本部は、119番通報が殺到する状況等の情報を県(防災危機管理)及び国(消防庁応急対策室)に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
県 防災危機管理課	NTT回線	017-734-9088 017-734-9087		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)
	NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-)048-500 -90-43422	(8-)048-500 -90-49012	(8-)048-500 -90-49033	(8-)048-500 -90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、総務課及び県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理）に総合防災情報システム等により報告する。

a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況

b 火災等の二次災害の発生状況、危険性 c 避難の必要の有無又は避難の状況

d 市民の動向

e その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(ウ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、十和田警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

3 各種速報

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ア) 航空機火災 (イ) トンネル内車両火災 (ウ) 列車火災

イ 危険物等に係る事故

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

(エ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a 湖上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

(オ) 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近市民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(カ) 市街地において発生したタンクローリー火災

ウ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ ホテル、病院、百貨店において発生した火災

オ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 航空機等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ テロ等による救急・救助事故

エ スーパーマーケット等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害等即報

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(4) 災害即報

風水害等が発生し、死者又は行方不明者が生じたもの

- (5) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階
- ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。
- | | |
|------------------|-------------------------|
| (ア) 被害の状況 | (イ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況 |
| (ウ) 指定避難所の設置状況 | (エ) 避難生活の状況 |
| (オ) 救護所の設置及び活動状況 | (カ) 傷病者の受入れ状況 |
| (キ) 観光客等の状況 | (ク) 応急給食・給水の状況 |
| (ケ) その他 | |
- a 当市以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
b 当市以外の医療機関又は介護老人保健施設等への移送を要する入院者、入所者の状況
c その他
- イ 被害報告区分
被害報告区分等については、資料編に掲載のとおりとする。
- 【資料編】 4-2-1 被害調査報告分担区分**
4-2-2 被害認定基準

4 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
総務課は、その確定状況を取りまとめて、県(防災危機管理課)に報告する。

5 報告の方法及び要領

(1) 方法

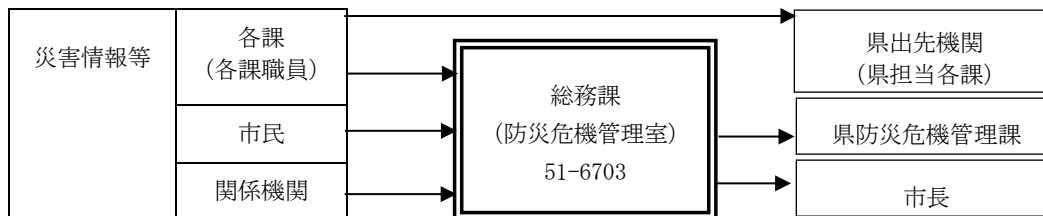
- ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。
- イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

- ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 県への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

6 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



※災害救助法の適用等については、資料編に掲載のとおりである。

- 【資料編】 4-2-3 災害救助法の適用基準**
4-2-4 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図るものとする。また、夜間・休日においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 通信連絡手段

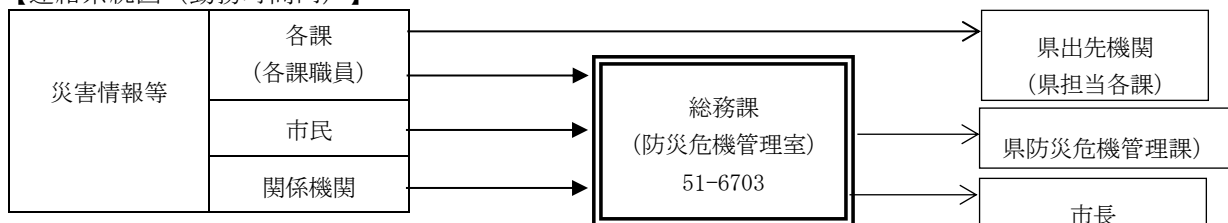
市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む。）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

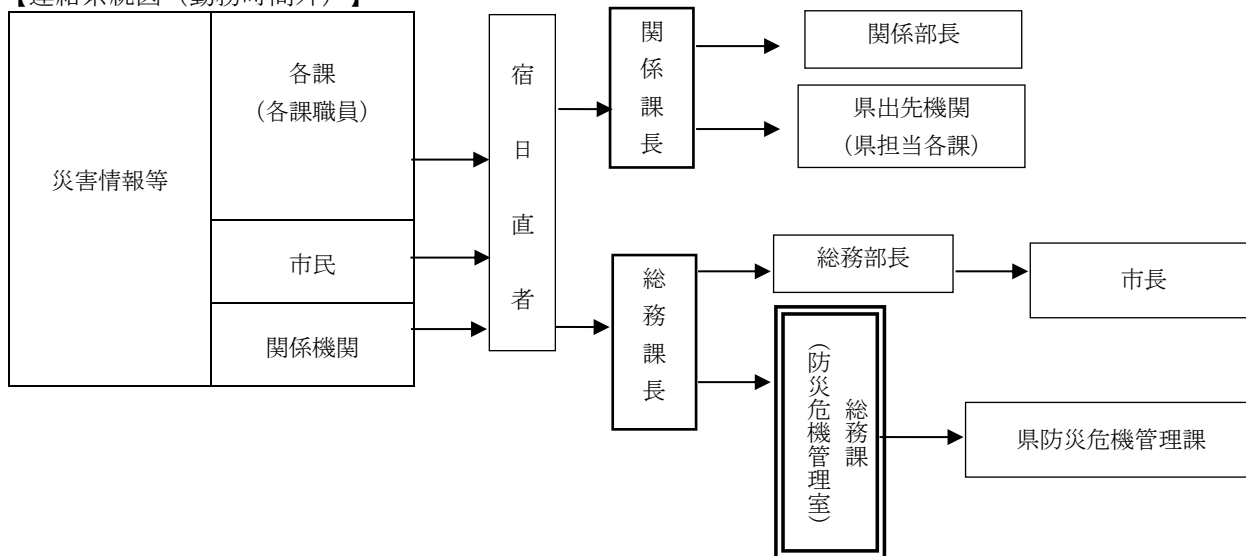
3 連絡方法

- (1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

【連絡システム図（勤務時間内）】



【連絡システム図（勤務時間外）】



4 通信連絡

(1) 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 災害時優先電話の利用

ア 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（管財課設置）を利用して通信連絡を行う。

イ 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

(3) 無線等施設の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話施設を利用して通信を確保する。

ア 市有無線設備

市有無線設備は、別に定める無線局管理規程等に基づいて運用する。

なお、無線の種別は、第3章第3節「防災業務施設、設備等の整備」3. 通信施設・設備等のとおりである。

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

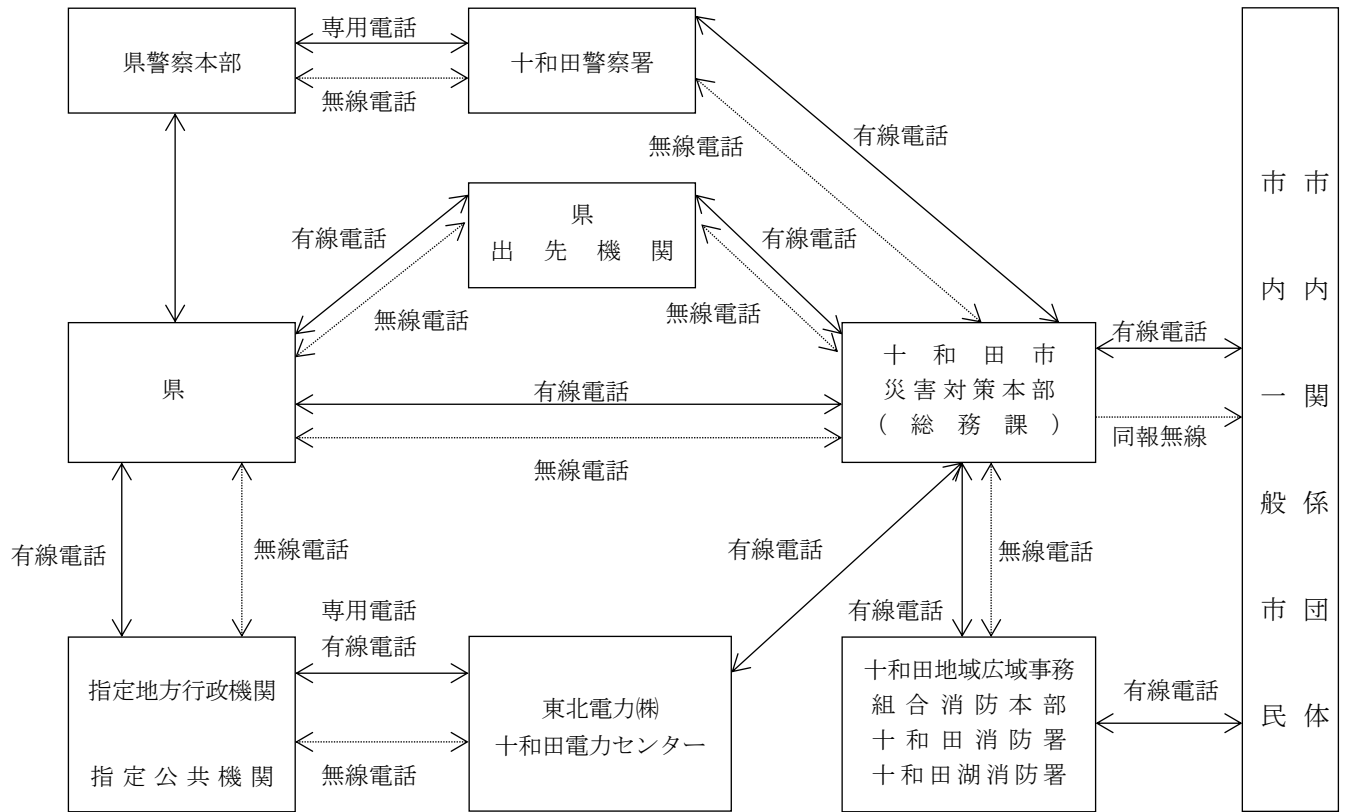
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者（市）	備考
消防救急無線	十和田地域広域事務組合 消防本部	西二番町7-10	総務課長	
警察無線	十和田警察署	西六番町1-41	総務課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート
東北電力無線	東北電力㈱ 十和田電力センター	西三番町7-1	総務課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート
国土交通省無線	青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	三本木字北平147-475	総務課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート
東日本電信電話㈱無線	東日本電信電話㈱青森支店	青森市橋本2丁目1-6	総務課長	

(4) 専用通信施設の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信施設の利用を図る。この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者（市）	備考
警察電話	十和田警察署 23-3195	西六番町1-41	総務課長	交番、駐在所の設備を含む。
気象通信	青森地方気象台 017-741-7411	青森市花園1丁目17-19	総務課長	
電気事業電話	東北電力㈱ 十和田電力センター 25-5001	西三番町7-1	総務課長	

5 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、市民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは、必要に応じて市民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

区分	責任者	広報先	連絡方法
総務班	総務課長	市民 報道機関 防災関係機関 庁内	広報車、防災行政無線（同報無線）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、インターネット等、口頭、文書、有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話

3 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 市の実施する広報は、総務班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 総務班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の設置に関する事項	イ 災害の概況
ウ 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項	エ 避難勧告等の発令状況
オ 電気、ガス、水道等供給の状況	カ 防疫に関する事項
キ 火災状況	ク 指定避難所、医療救護所の開設状況
ケ 給食、給水の実施状況	コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
サ 道路交通等に関する事項	シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
ス 一般的な市民生活に関する情報	
セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項	ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりである。

ア 報道機関への発表資料は総務班長が取りまとめる。	イ 広報車による広報
イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。	エ 広報紙の掲示、配付
ウ 特に避難情報については、災害情報共有システム（L-ALERT）を活用して迅速、かつ的確に情報発信を行う。	
- (6) 市民への広報

ア 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の施設による広報	イ 広報車による広報
ウ 報道機関による広報	エ 広報紙の掲示、配付
オ 指定避難所への職員の派遣	
カ その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等	

4 市民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、まちづくり支援班長は被災地域に臨時市民相談室を開設し、市民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努める。
- (3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し、定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。
- (4) 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 避難市民への情報提供

避難市民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

- 6 在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請に係る事務手続については、市長が行う。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊八戸駐屯地）の長等に通報する。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

●派遣要請先	青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
	むつ市	海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
	三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
	弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
	八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
		海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

(2) 市長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 市長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
- (エ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (オ) その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣に係る様式については、資料編に掲載のとおりである。

- 【資料編】 様式76 自衛隊災害派遣要請書
- 様式77 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

- (3) 自主派遣
自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理者	位置・面積	
陸上競技場	西十三番町3	市長	N 40度36分35秒 E 141度12分21秒	155m×70m
県立十和田工業高等学校野球場	大字三本木字一本木沢27-1	校長	N 40度38分16秒 E 141度14分14秒	110m×104m
十和田湖総合運動公園陸上競技場	大字奥瀬字生内101-28	市長	N 40度34分45秒 E 141度06分28秒	100m×57m
十和田湖小学校グラウンド	大字奥瀬字十和田湖畔休屋16-1	市長	N 40度25分38秒 E 140度53分51秒	110m×120m

イ 車両駐車場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
中央公園（緑地公園）	西十三番町624	市長	200	23-5111
十和田湖総合運動公園	大字奥瀬字生内101	市長	220	23-5111

5 派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

市長が負担する経費は、原則、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第6節 広域応援

風水害等の災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮するものとする。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

2 応援の要請等

- (1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。
 - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。
 - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、資機材等の集積・輸送体制、被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。
- (4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。
- (5) 協定の締結状況
応援協定の締結状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-6-1 協定の締結状況

(6) 受援体制の構築

市長は、応援要請後、自衛隊、他市町村などからの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化した受援マニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底に努める。

また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑な支援を受けるため各応援団体の待機場所、物資・資機材の集積場所、車両の駐車スペース等の整備、確保に努める。

3 防災関係機関等との応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

第7節 航空機運用

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航を要請するものとする。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長又は消防長が行う。

2 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から市民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

3 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被害状況の偵察、情報収集等
 - イ 救援物資、人員等の搬送
 - ウ 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等
- (2) 火災防御活動
 - ア 林野火災における空中消火
 - イ 偵察、情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
 - ア 中高層建築物等の火災における救助等の活動
 - イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - ウ 自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
 - 交通遠隔地からの傷病者搬送等

4 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行

(1) 転院搬送

No.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者の情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理責任者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(2) 救助事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理責任者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(3) 火災事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標 (UTM、緯度経度)
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水 (場所:)
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理責任者 (消防等)
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離 (視程)、風速
8	現場責任者 (依頼責任者) との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者 連絡手段・連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名 (相互の呼び出しを通報)

5 受入態勢

市長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第8節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から市民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じ指定避難所に受入れ、人命保護と避難者の援護を図るものとする。

1 実施責任者

(1) 避難勧告等

避難のための立退きの勧告、指示並びに指定避難所の開設及び受入れ保護は市長が行うが、市長と連絡がとれない場合は副市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難勧告等を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
市 長	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自 衛 官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る。）	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）	洪水からの避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根拠法
市 長	●災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警 察 官	●災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	●災害全般 同上の場合においても、市長等及び警察官がその場にはいないとき	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	●水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・消防法第28条 ・ 〃 第36条
消防機関に属する者	●洪水 水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2 避難勧告等の基準

(1) 市民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難勧告等判断基準等を明確化しておく。

(2) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

(3) 市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行うほか、市民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

(4) 洪水及び土砂災害について、市は災害発生情報、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難勧告等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

避難勧告等は、おおむね次のとおりである。なお、詳細は、「避難勧告等に関するマニュアル」による。

種 別	基 準
【警戒レベル3】 避難準備 ・高齢者等避難開始	1 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき 3 上記の場合において、要援護者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
【警戒レベル4】 避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき 3 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	1 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

- (5) 市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県からは、基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を受けるものとする。

●水位周知河川等（奥入瀬川）

種 別	基 準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	1 水防団待機水位を越えた状態で次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 (2) 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 (3) 上流で大量又は強い降雨（実況雨量や予測雨量）が見込まれる場合 2 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合 4 水位観測所の無い河川あるいは水位設定の無い河川では、洪水警報が発表されている状況で、上記①～③を参考に基準を設定する。
【警戒レベル4】 避難勧告	1 氾濫注意水位を越えた状態で次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 (2) 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 (3) 上流で大量又は強い降雨（実況雨量や予測雨量）が見込まれる場合 2 異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 夜間・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合 4 水位観測所の無い河川あるいは水位設定の無い河川では、洪水警報が発表されている状況で、上記①～③を参考に基準を設定する。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	1 水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合 （越水・溢水のおそれのある場合） 2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
【警戒レベル5】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合

※洪水警報の危険度分布において、濃い紫で示される最大危険度が出現してからでは命が奪われるような洪水害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況となるため、遅くともそれより前の薄い紫が出現した段階で（更に氾濫注意水位が設定されている河川では氾濫注意水位を超えた時点で）安全な場所に避難する必要がある。

- 【資料編】 3-3-1 気象観測施設・設備等（水位観測所）
4-1-1 特別警報・警報・注意報発表基準一覧表
4-1-2 水防活動用警報・注意報
4-1-3 十和田市の特別警報・警報・注意報発表基準一覧表
4-1-4 水防警報、水防指令
- 【参考】 「避難勧告等に関するマニュアル」

3 避難勧告等の伝達

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難勧告等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）

洪水による避難勧告等は、次の信号による。

警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約1分 ○——	約5秒 休 止	約1分 ○——

(イ) ラジオ、テレビ放送

(ウ) 防災行政無線（同報無線）

(エ) 広報車

(オ) 情報連絡員（町内会長等）による戸別訪問等

(カ) 電話

(キ) 電子メール・ホームページ

イ 市長等の避難勧告等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 警戒レベルと求める行動

(イ) 避難が必要である状況、避難勧告等の理由

(ウ) 危険区域

(エ) 避難対象者

(オ) 避難経路

(カ) 指定避難所

(キ) 移動方法

(ク) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難に当たり次の事項を市民に周知徹底する。

・戸締り、火気の始末を完全にすること。

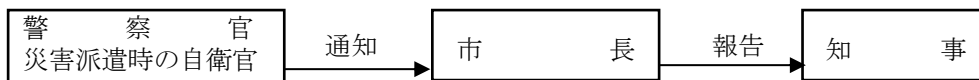
・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び報告

ア 避難勧告等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 市長が避難勧告等を発令したとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

a 避難勧告等を発令した場合

(a) 災害等の規模及び状況

(b) 勧告・指示の別

(c) 避難勧告等を発令した日時

(d) 勧告勧告等の対象地域

(e) 対象世帯数及び対象人数

(f) 指定避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

避難勧告等を解除した日時

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を十和田警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を十和田警察署長に通知する。

イ 避難勧告等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知する。

4 避難方法

避難勧告等を発令した時の誘導等は、次のとおりである。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難勧告等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内（会）などの単位とする。

イ 避難勧告等を発令するいとまがない状況等で緊急避難を要する場合、又は周囲の状況等により避難所へ移動することに危険が伴うと判断される場合は、市民は自ら判断し近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な行動をとるよう努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ 避難誘導員は、市職員、消防団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

- ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5 指定緊急避難場所の開放

市長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

6 指定避難所の開設

市長は、避難勧告等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。また、避
要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

なお、開設に先立ち、開設予定指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、指定避難所ごとの受入れ者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所として、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(1) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所配置職員の員数は、指定避難所1か所当たり最低3人とし、受入れ状況により増員する。

ウ 指定避難所に配置する職員について、市民班（市民課）の職員のみで不足する場合には、民生部内で調整し、さらに不足する場合は総務班（総務課）に応援職員を要請する。

(2) 指定避難所の開設手続

ア 市長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定し、民生部長を通じて市民班長（市民課長）に開設命令を発する。市民班長（市民課長）は、本部長からの命令に基づいて、指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。

なお、学校を指定避難所として開設した場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。

指定避難所の事前指定等については、第3章第10節「避難対策」による。

イ 福祉避難所の開設に当たっては、市は、指定避難所において避難生活に支障があると認められる者を把握した上で、施設に事前確認を行う。施設は開設について検討した結果を市に報告し、それをもとに福祉避難所の開設を決定する。

ウ 市長（総務課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

(ア) 開設した場合

- a 指定避難所を開設した日時
- b 場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数
- c 避難人数
- d 開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- a 指定避難所を閉鎖した日時
- b 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 指定避難所に受入れる者

指定避難所に受入れる対象者は、次のとおりである。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難勧告等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- (ア) 指定避難所開設の掲示
- (イ) 受入れ者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 受入れ者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 指定避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ 指定避難所の運営管理

(ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定〔市民班（市民課）〕

- a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と受入れ者の保護に当たらせる。
- b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c 指定避難所におけるプライバシーの確保及び女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。
また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の医療班等による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- f 指定避難所の衛生状態や暑さ、寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- g 指定避難所で生活せず、食料や水等が受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- i 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

7 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

8 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

9 孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市防災行政無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、市民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

- 11 広域避難者対策
所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。
- 12 訪日外国人旅行者対策
市は、災害多言語支援センター等を設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。
- 13 応援協力関係
 - (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
 - (2) 市は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、指定避難所の開設・運営についての応援を県に要請する。
 - (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。
 - (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
 - (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。
- 14 その他
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第9節 消防

風水害等による災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

- 1 実施責任者
災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行う。
- 2 出火防止・初期消火
火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、消防長は、あらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。
- 3 消火活動
消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足や消防車等の通行障害の発生のおそれがあるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、警防戦術上の防ぎよ線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。
- 4 救急・救助活動
災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、県医師会（上十三医師会）、日本赤十字社青森県支部十和田市地区、十和田警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。
- 5 消防計画
災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、十和田地域広域事務組合消防計画による。
- 6 応援協力関係
市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第10節 水防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、市長（水防管理者）が行う。

2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、市長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 市水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、市水防計画による。

7 警戒水位の周知

(1) 市は、県が指定した河川（以下、「洪水予報河川等」という。）について、洪水特別警戒水位及びその他の河川の河川水位情報の提供を受け、洪水時等における避難勧告等の発令に資するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、県から市（長）に対して、河川の状況や今後の見通し等を直接伝えられる場合がある。

(2) 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

8 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

水防管理者（市長）は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

9 その他

その他具体的対策等については、市水防計画による。

第11節 救出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、市長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）は、十和田警察署その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は捜索を実施する。

2 救出方法

ア 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の受入れ状況その他の情報収集を行う。

ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。

エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて医療班の出勤を求める。

カ 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

キ 消防機関は、健康増進班（健康増進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

ク 事業所等で災害が発生した場合は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

3 救出対象者（救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。）

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話番号
市	総務課	西十二番町6番1号	23-5111（代表）
十和田警察署 中央交番 東交番 相坂警察官駐在所 洞内警察官駐在所 米田警察官駐在所 奥瀬警察官駐在所 焼山警察官駐在所 十和田湖警察官駐在所	警備課	西六番町1番41号 西二番町4番6号 東二十二番町23番34号 大字相坂字小林68番地9 大字洞内字長根96番地1 大字米田字向町63番地2 大字奥瀬字中平60番地3 大字奥瀬字栃久保11番地31 大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	23-3195 23-3566 22-4346 23-5096 27-2616 28-2200 72-2110 74-2001 75-2151
十和田地域広域事務組合 消防本部	上十三消防指令センター 十和田消防署 十和田湖消防署 湖畔出張所	西二番町7番10号 大字奥瀬字小沢口70-1 大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地	119又は21-4119 25-4111 72-2241 75-1011

6 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7 応援協力関係

市長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(3) 米穀の調達

ア 応急用食料

市長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

市長が直接、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

市長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

市長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、応援協定締結事業者、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

市長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、応援協定締結事業者、副食、調味料生産者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて国や協定締結事業者等に要請して調達し、市に供給する。

ウ 調達、供給食料の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況
市志道館	西三番町2-14	教育長	23-2387	体育施設
(仮称)屋内グラウンド	西二十二番町24	教育長		防災研修、災害時受援施設、体育施設

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は、市民班（市民課）とする。

イ 集積場所、市民班の構成

集積場所	班長	班員	備考
市志道館	1名	3名	災害の状況に応じて柔軟に対応
(仮称)屋内グラウンド	1名	3名	災害の状況に応じて柔軟に対応

(2) 配分要領

市長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

市長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 給水

風水害等の災害により、水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は、水道班（水道課）とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等が継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所（給水可能数量 12,000 m^3 /日）とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる所では、これを給水所とする。

エ 給水車、給水タンク、容器等（給水可能数量 8 m^3 /6台）を使用して必要水量を運搬し、給水する。

オ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

3 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等（指定給水装置工事事業者）とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ 地域内所在の給水資機材については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-13-1 給水資機材

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-13-2 補給用水源

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は、次のとおりである。

ア 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5 応援協力関係

(1) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を設置し、又は被害住家を応急修理し、被災者の保護受入れを図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

応急仮設住宅設置予定場所については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-14-1 応急仮設住宅設置予定場所

(2) 供与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図る。

3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を推進する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、直接又は建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

4 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、都市整備建築班（都市整備建築課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

ア 応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

イ 関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の次の団体等とあらかじめ協議し、確保する。

名称	所在地	電話番号
十和田市建設業協会	西二番町10-28	22-1356

- 5 住宅のあっせん等
災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。
- 6 応援協力関係
市長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。
- 7 その他
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の市民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、十和田警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、十和田警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合
- イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、市職員、警察官及び消防職員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- | | |
|---------------------------|---------|
| ア 実施責任者 | イ 遺体発見者 |
| ウ 搜索年月日 | エ 搜索地域 |
| オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。） | カ 費用 |

3 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 遺体の処理の方法

- ア 十和田警察署は、収容した遺体について検視（見分）する。
- イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
- ウ 市は、遺体の身元確認、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- エ 市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、大規模施設、公民館、体育館、廃校等多数遺体を安置可能な場所に一時保存する。
- オ 市は、遺体の一時保存場所について、各地区毎に保存場所を選定し、被害発生地区に応じた保存場所を開設する。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時収容場所及び収容期間
- ク 費用

4 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - エ 埋火葬すべき遺族がいなかったり、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 埋火葬は原則として火葬とし、その程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、埋葬（土葬）又は納骨等の役務の提供によって実施する。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。
- (4) 埋火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておく。

ア 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力
十和田地域広域斎苑	三本木字野崎24-53	十和田地域広域事務組合管理者	23-3878	6体

イ 埋葬及び埋蔵予定場所

名称	所在地	管理者	電話番号	埋葬等可能人数
市三本木霊園	東十三番町20-5	市長	23-4439	100人

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 埋火葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋火葬品等の支給状況
- カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

市長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合に、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は建設業者等の協力を得て速やかに行う。
- (イ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

- ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。
- イ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- ウ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- エ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とする。
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4 資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、第3章第2節「防災業務施設、設備等の整備」のとおりである。

5 応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品の給与、貸与及び調達は、市長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 確保

- (1) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町内会等を通じて啓発する。
- (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 市は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。

3 調達

- (1) 調達担当
調達担当は、管財班（管財課）とする。
- (2) 調達方法
応援協定締結事業者、市内の業者から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。
- (3) 調達物資の集積場所
調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況
市志道館	西三番町2-14	教育長	23-2387	体育施設
(仮称) 屋内グラウンド	西二十二番町24	教育長		防災研修、災害時受援施設、体育施設

4 給（貸）与

- (1) 給（貸）与担当等
ア 給（貸）与担当は、生活福祉・こども子育て支援・高齢介護班（生活福祉課）とする。
イ 生活福祉・こども子育て支援・高齢介護班（1班当たり）の構成は、次のとおりである。
管理者 1名 協力員 2名
- (2) 対象者
災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者
- (3) 給（貸）与する品目
原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。
ア 寝具 イ 外衣 ウ 肌着 エ 身廻品 オ 炊事道具
カ 食器 キ 日用品 ク 光熱材料
ケ 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材
- (4) 配分方法
市は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品を給（貸）与する。

5 応援協力関係

市長は、自ら生活必需品の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第18節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合又は災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ 保健の対象者
 - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者
 - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術その他治療及び施術
- エ 病院、診療所又は介護老人保健施設等への移送
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア 医療

医療班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため医療班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、要介護高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

医療班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、指定避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

イ 助産

上記アに準ずる。

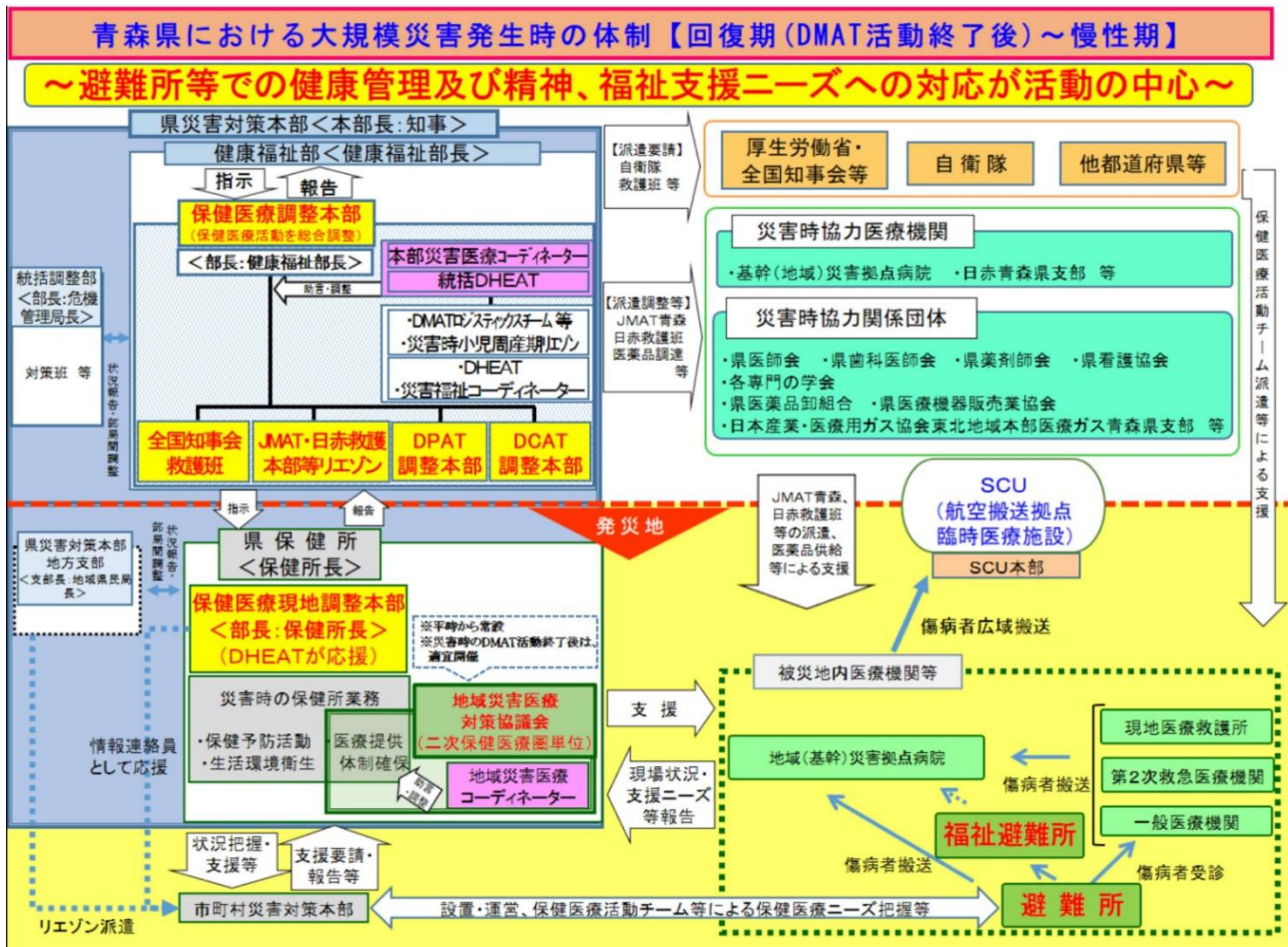
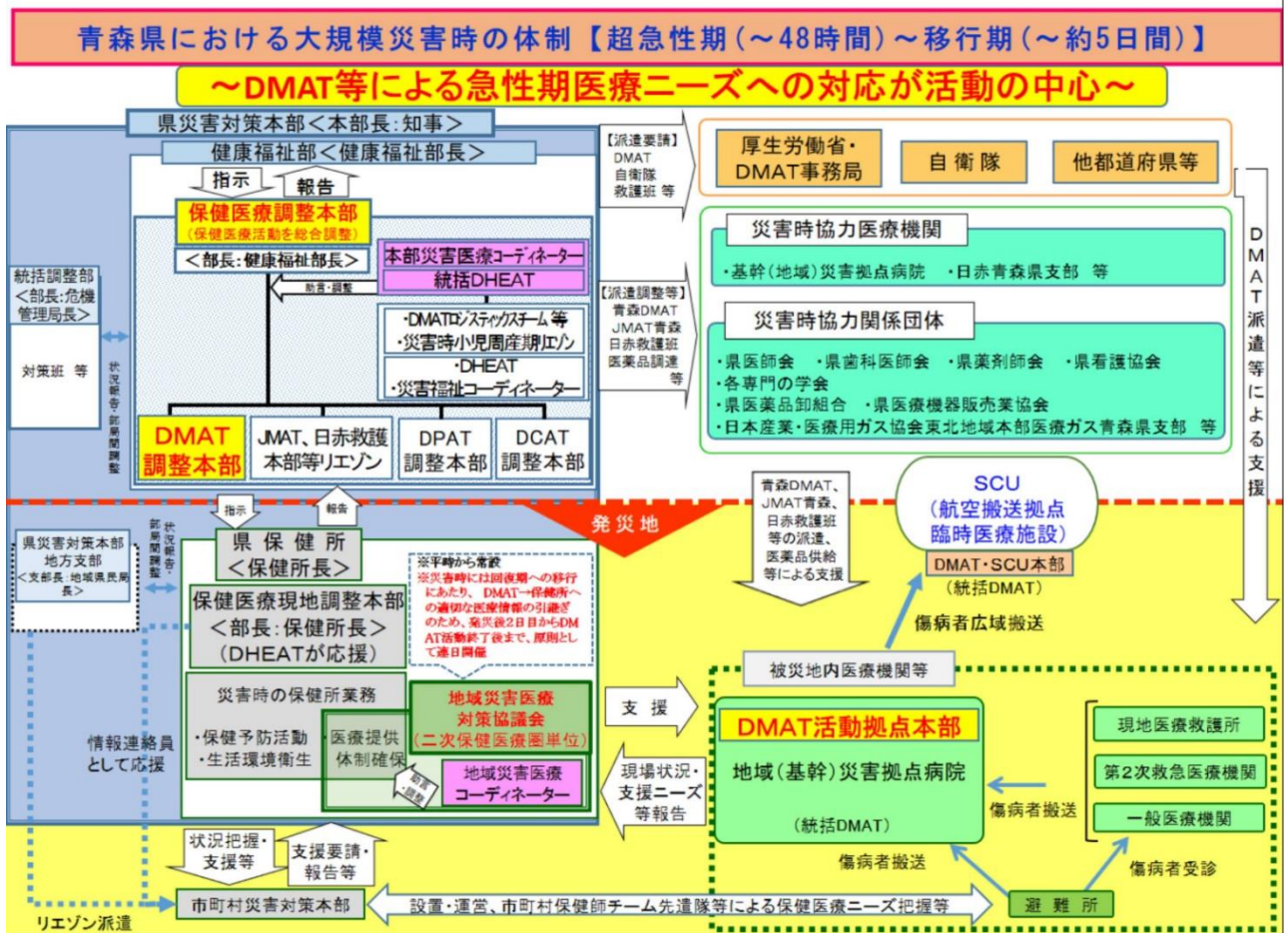
ウ 保健

原則として、保健活動班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 各フェーズにおける保健医療チーム活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部 （災害拠点病院等）
回復期～慢性期	指定避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・指定避難所 ・福祉避難所

(5) 体制図



(6) 医療班等の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による医療班等を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成する。

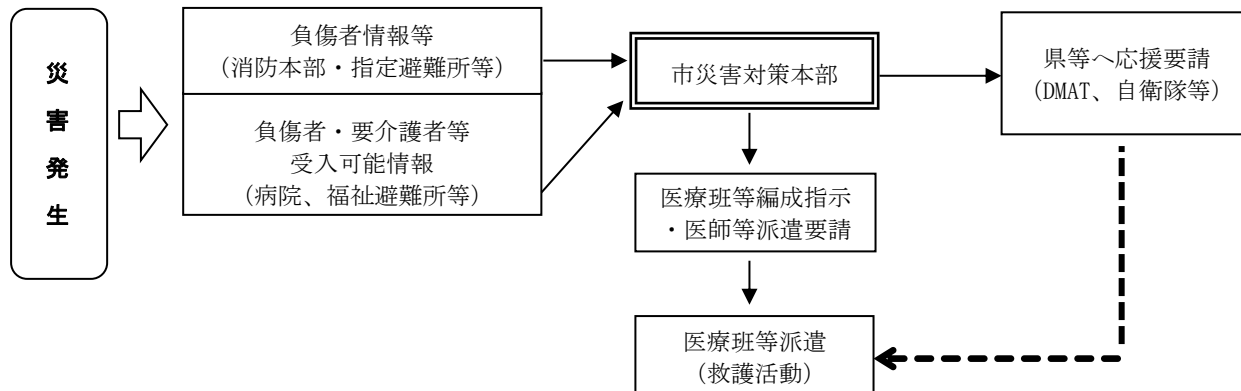
ア 医療班（1班当たり）

班長 (医師)	班員		計
	看護師	事務員	
1	2	1	4

イ 保健活動班（1班当たり）

保健師（栄養士）	2名以上
----------	------

【医療班等編成に係る連絡系統図】



(7) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は次のとおりとするほか、必要に応じて、指定避難所、その他公共施設に設置する。

設置予定施設名	所在地	受入れ能力	施設状況
保健センター	西十三番町4-37	166人	保健施設

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、健康増進班（健康増進課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、医療班に支給する。なお、必要に応じて、薬剤師会の協力を得て調達する。

医薬品等の調達先については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-18-1 医薬品等の調達先一覧

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4 医療班等の輸送

医療班等の輸送は、第4章第17節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

市内の医療機関等の状況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-18-2 医療機関等の状況

6 応援協力関係

(1) 市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め、応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

(2) 市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第19節 被災動物対策

災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、次のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、県や市が関係団体と連携して行う。

2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第20節 輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長が行う。

2 実施内容

(1) 車両等の調達

輸送対策担当は、管財班（管財課）とする。

市は、自ら所有する車両等により輸送を行うが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 市有車両については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-20-1 十和田市車両一覧表

イ 運送業者等営業用の車両等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-20-2 運送業者等営業用の車両一覧表

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりである。

ア 被災者の避難輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 被災者の救出に係る輸送

エ 飲料水供給に係る輸送

オ 救援用物資の輸送

カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

ア 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	位置	所在地	面積	周囲の状況
陸上競技場	N 40度36分35秒 E 141度12分21秒	西十三番町3	155m×70m	市街地中央部 ・平坦地
県立十和田工業高等学校 野球場	N 40度38分16秒 E 141度14分14秒	大字三本木字一本木沢27-1	110m×104m	高層建築物なし ・平坦地
十和田湖総合運動公園 陸上競技場	N 40度34分45秒 E 141度06分28秒	大字奥瀬字生内101-28	100m×57m	3階建校舎(第一中) ・平坦地
十和田湖小学校 グラウンド	N 40度25分38秒 E 140度53分51秒	大字奥瀬字十和田湖畔休屋 16-1	110m×120m	3階建校舎・平坦地

エ 人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-20-1 十和田市車両一覧表

(5) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

3 応援協力関係

市長は、市（町村）内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第21節 労務供給

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、女性団体及びその他NPO・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業
 - ア 奉仕団の編成
奉仕団は、日赤奉仕団、女性団体及びその他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。
 - イ 奉仕団の従事作業
奉仕団は、主として次の作業に従事する。
 - (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
 - (イ) 清掃、防疫
 - (ウ) 災害応急対策用の物資資材の輸送及び配分
 - (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
 - (オ) 軽易な事務の補助
 - ウ 奉仕団との連絡調整
災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。
 - エ NPO・ボランティア等の現況
市内におけるNPO・ボランティア等は、自主防災組織、女性団体、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会等をいう。
- (3) 労務者の雇用
 - ア 労務者が行う応急対策の内容
 - (ア) 被災者の避難支援
 - (イ) 医療救護における移送
 - (ウ) 被災者の救出（救出する機械等を操作する場合を含む。）
 - (エ) 飲料水の供給（供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等の配付をする場合を含む。）
 - (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
 - (カ) 遺体の捜索及び処理
 - イ 労務者の雇用は、原則として三沢公共職業安定所十和田出張所を通じて行う。
 - ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - (ア) 労務者の雇用を要する目的
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 所要人員
 - (エ) 雇用を要する期間
 - (オ) 従事する地域
 - (カ) 輸送、宿泊等の方法
 - エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりである。

名称	管理者	所在地	電話番号	受入れ人員
市民文化センター／生涯学習センター	市長	西三番町2-1	22-5200	100人

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施するうえで技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-21-1 技術者等の従事命令等

4 労務の配分計画等

- (1) 労務配分担当は、総務班とする。
- (2) 労務配分方法
 - ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務班長に労務供給の要請を行う。
 - イ 総務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ確かな配分に努める。

5 応援協力関係

- (1) 職員の派遣要請及びあっせん要求
 - ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ 市（町村）長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあつせんを求めらる。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第22節 防災ボランティア受入・支援対策

災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て市長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、市社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 災害ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 災害ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ 指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配付を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて災害ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため市、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 市は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 市等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第23節 防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

健康増進班（健康増進課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 1～2班	1班当たり 3名	感染症予防のための 防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～2班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

区分	構成		資機材名	備考
	班長	班員		
1班	1名	2名	肩掛噴霧器 2台	・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、また状況に応じて上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）の指示に従う。
2班	1名	2名	肩掛噴霧器 2台	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に塩化ベンザルコニウム、消石灰等を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）へ連絡する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は、次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	電話番号	病床数
市立中央病院	西十二番町14-8	23-5121	4

(8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を經由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を經由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室福祉調整課を經由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア 被害状況報告書

ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類

オ ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類

キ 患者台帳

イ 防疫活動状況の報告

エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

カ 生活の用に供される水の供給に関する書類

ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、第4章第18節「医療、助産及び保健」の医薬品等の調達先一覧によるが、調達不能の場合は、知事にあっせんを要請する。

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

3 応援協力関係

(1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

市は十和田地域広域事務組合と連携し、同組合の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの処分

(ア) 一般の可燃性のごみは、十和田地域広域事務組合のごみ処理施設において焼却処分する。

(イ) 一般の不燃性のものは、十和田地域広域事務組合の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(ウ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合又は焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(エ) 災害により発生する廃棄物は、市の管理する遊休地等に一時仮置きし、県等関係機関と連携して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分は、次により行う。

ア し尿の収集及び運搬は、市は十和田地区環境整備事務組合と連携し、同組合のし尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能な場合は、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

施設名	管理者	処理能力	処理方法
十和田地域広域事務組合 十和田ごみ焼却施設	事務組合管理者	150t／日	連続式
十和田地域広域事務組合 十和田粗大ごみ処理施設	”	40t／5H 10t／5H	回転式破砕機 粗大ごみ前処理破砕機
十和田地区環境整備事務組合	”	120kℓ／日	標準脱窒素処理方式 ・高度処理

(4) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）に相談した上で適切な方法で搬送する。

(5) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘察し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げる。

市及び業者所有の清掃資機材については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-24-1 収集運搬資機材の調達

4 応援協力関係

市（町村）長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

5 環境汚染防止

市長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第25節 金融機関対策

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災市民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力する。

2 応援協力関係

市長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第26節 文教対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 - ア 校長は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
 - イ 特別支援学級においては、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施
県教育委員会、市教育委員会及び私立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
 - ア 校舎の被害が軽微な場合は、速やかに応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）
 - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
 - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。
 - オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。
なお、各学校ごとの応急教室等は、後記「3. 教育施設の現況」のとおりである。
 - カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。
- (3) 臨時休校等の措置
児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。
なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。
 - ア 市立学校等
災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行う。
ただし、各学校長が行う場合は、市教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに市教育委員会に報告する。
 - イ 私立学校等
校長が、各学校等で定めた基準により行う。
- (4) 学用品の調達及び給与
市長は、児童生徒等が学用品をそう失し、又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。
 - ア 給与対象者
災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、又はき損し、就学に支障を来した小学校児童及び中学校生徒（県立中学校は除く。）
 - イ 学用品の種類等
 - (ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
 - (イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの
 - ウ 学用品の調達
市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。
 - (ア) 教科書の調達
教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。
 - (イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達
教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

- (ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。
- (イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。
- (5) 被災した児童生徒等の健康管理
被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。
特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行う。
- (6) 学校給食対策
 - ア 学校給食センターが被害を受け応急復旧を要する場合、校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、十和田地域広域事務組合に速やかな復旧措置について要請する。
 - イ 学校給食用物資は、十和田地域広域事務組合と協議し、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。
- (7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策
被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。
- (8) 文化財対策
文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施する。
 - ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
 - イ 県教育委員会及び市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。
 - ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3 教育施設の現況

教育施設の現況については、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】 4-26-1 教育施設の現況

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

- ア 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。
- イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第27節 警備対策

風水害等の災害時において市民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

- 1 実施責任者
災害時における警備対策は、十和田警察署長が、市、防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。
- 2 災害時における措置等
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。
 - (1) 災害関連情報の収集及び伝達
 - (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
 - (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
 - (4) 被災地における交通規制
 - (5) 被災地における社会秩序の維持
 - ア 十和田警察署は独自に、又は防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
 - イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
 - ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
 - (6) 被災地における広報活動

第28節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

- 1 実施責任者
 - (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
 - (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、十和田警察署長と道路管理者等が連携して実施する。
- 2 陸上交通に係る実施内容
 - (1) 道路等の被害状況等の把握
 - ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
 - イ 道路管理者等は、市民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。
 - (2) 道路の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
 - イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
 - ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
 - エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。
 - (3) 道路管理者の交通規制
道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、迂回路、代替道路の設定等を実施する。
なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は十和田警察署と相互に連絡協議する。
 - (4) 応援協力関係
市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。

第29節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともに、その実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置（東北電力㈱十和田電力センター）

ア 体制確立

- (ア) 災害により、電力施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、「東北電力㈱十和田電力センター非常災害対策実施基準」に基づいて非常災害連絡室又は非常災害対策本部を設置する。
- (イ) 非常災害連絡室又は非常災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、警戒体制、第1非常体制、第2非常体制により応急対策を実施する。
- (ウ) 非常災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (エ) 非常災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、支店災害対策本部に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。
- (オ) 非常災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ 要員及び資機材等の確保

- (ア) 非常災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (ウ) 応急復旧は、人命に係る箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び指定避難所等を原則的に優先する。また、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。

ウ 安全広報

- (ア) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定められた体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

エ その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置（十和田ガス㈱）

ア 体制確立

- (ア) 災害により、ガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、「十和田ガス㈱地震等災害防止対策要綱」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、被害が甚大で自社のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
- (エ) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ 要員及び資機材等の確保

- (ア) 災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (ウ) 応急復旧は、人命に係る箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び指定避難所等を原則的に優先する。また、被害の状況及び各施設の復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

ウ 安全広報

- (ア) 災害により、ガス施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに、報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

エ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置（十和田市上下水道部）

ア 体制確立

- (ア) 災害により、水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「上下水道災害対策マニュアル」に基づいて災害対策会議を設置する。
- (イ) 災害対策会議は、応急給水、水道施設の応急復旧等の具体的方針について決定する。

- (ウ) 災害対策会議は、被害が甚大で市のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
- (エ) 災害対策会議は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。
- イ 要員及び資機材等の確保
 - (ア) 給水、配水幹線及び軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、市民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線等により連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
 - (イ) 各施設の被災状況に応じて、バルブの閉止などの必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。
 - (ウ) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し、給水池とし、これに給水設備を設置して運搬給水に備える。
 - (エ) 主要配水幹線は、給水池として使用することを考慮して耐震管路を布設してあることから、これに給水設備を設けて給水所とするほか、その他の管路についても使用可能な消火栓は給水所とし、給水拠点の確保に努める。
- ウ 安全広報
 - (ア) 家庭飲料水の確保については、報道機関を利用して広報するとともに、広報車により現状に即した広報活動を実施する。
 - (イ) 被害状況及び復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通知するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。
- エ 応援協力関係

上水道施設の被災状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- オ その他必要と認める事項
- (4) 下水道施設応急措置（十和田市上下水道部）
 - ア 体制確立
 - (ア) 災害により、下水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、「上下水道災害対策総合調整マニュアル」に基づいて災害対策会議を設置する。
 - (イ) 災害対策会議は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
 - (ウ) 災害対策会議は、被害が甚大で市のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
 - (エ) 災害対策会議は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。
 - イ 要員及び資機材等の確保
 - (ア) 汚水・雨水管渠等については、浸水常習地域等の目視調査を行うとともに、市民通報や道路管理者からの通報により迅速に現地調査を行い、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
 - (イ) マンホールポンプ場の停電時は、バキューム車による汚水の引抜作業又は非常用発電機を搬入し、マンホールからの溢水を防ぐ。
 - (ウ) 処理施設等については、流入水の増加に応じて、予備機器も運転し、施設内浸水のしないような運転に切り替える。また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。
 - ウ 安全広報
 - (ア) 各施設の被害状況は、機械、人員により把握するとともに、関係機関から情報を収集する。
 - (イ) 被害状況及び復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通報するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。
 - エ 応援協力関係

下水道施設の被災状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。
 - オ その他必要と認める事項
- (5) 電気通信設備応急措置（東日本電信電話㈱青森支店）
 - ア 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、東日本電信電話㈱青森支店において定める「災害等対策実施細則」に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

 - (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
 - (イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部、報道機関へ通報する。
 - イ 要員及び資機材等の確保

災害発生が予想されるときは、その状況に応じて要員の待機、工事用車両、資機材の点検を行うなど、準備警戒の措置をとる。

 - (ア) 災害用資材物品の点検
 - (イ) 無線機等の出動準備
 - (ウ) 異常輻輳に対する措置検討
 - (エ) 予備電源設備、移動電源車の稼働準備
 - (オ) 出動要員の確保（呼出等を含む。）

- (カ) 食料、飲料水、燃料等の確保
- ウ 安全広報

被災した電気通信設備の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、関係機関、報道機関などへ通知するとともに、広報車等により市民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。
- エ 応急復旧

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、東日本電信電話(株)青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、直ちに応急復旧に当たるほか、災害の規模及び状況に応じて、通信を確保するための次の措置を行う。

 - (ア) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

広範な通信途絶等が発生したときは、支店等の窓口に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置し、緊急通信及び被災者の通信を確保する。
 - (イ) 移動無線機による応急通信の確保

青森支店と各交換所間に通信途絶等が発生したときは、移動無線機等を設置して応急通信回線を作成する。
- オ 非常通信、緊急通話の確保

災害が発生又は災害が発生するおそれがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆電話の通信を確保するが、異常輻輳状態が解消しないときは、それらに対しても段階的に利用を制限する。
- (6) 放送施設応急措置

〔日本放送協会、青森放送(株)、(株)青森テレビ、青森朝日放送(株)、(株)エフエム青森〕

 - ア 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

 - (ア) 放送機等障害時の措置

放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の通信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。
 - (イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
 - (ウ) 放送所障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。
 - イ 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信機の維持・確保のため次の措置を講じる。

 - (ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、周知するとともに、被害者受信機の復旧を図る。
 - (イ) 情報の周知

避難場所その他有効な場所への受信機の貸与及び拡声装置等を設置し、視聴者への情報の周知を図る。

第30節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、市民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

- 1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合上十支部と連携して行う。
- 2 実施内容
 - (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・制の整備を図る。
 - (2) 市長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合上十支部と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。
- 3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりである。

第1節 雪害対策

1 予防対策 [土木課、総務課、消防本部、水道課、下水道課、農林畜産課、生活福祉課、こども子育て支援課、都市整備建築課、教育総務課]

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び市民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図る。

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、市民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう努めるものとする。
- (7) 集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。
- (8) 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避場所等の整備を行うよう努めるものとする。
- (9) 市長（道路管理者）は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、大規模な交通障害の発生が想定される主要幹線道路において、タイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (10) 市長（道路管理者）は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 道路交通対策

除雪機械等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

6 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

7 上下水道施設

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあつては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

8 農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (4) 越冬飼料の確保
冬期間の輸送事情の悪化等による家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。
- (5) 牛乳輸送の円滑化
牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。
- (6) 農畜産物の滞貨防止
豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。
- (7) 春季消雪の促進
春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

9 生活環境施設の整備

積雪による市民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11 市と市民等の連携

雪害を防止するために、市民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、市と市民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12 文教対策

- (1) 通学路の確保
通学路を確保するため、除雪体制を整備する。
- (2) 施設内における非常口の確保
学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。
- (3) 落雪による事故防止
校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (4) 学校建物の雪害防止
校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画を立てて実施する。

13 防雪対策

- (1) なだれ災害予防対策
 - ア なだれ防止施設の整備
 - (ア) 道路のなだれ防止施設の整備
道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止施設を整備する
 - (イ) なだれ防止林の造成
道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。
 - (ウ) 集落を保全するなだれ防止施設の整備
なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を整備する。
 - イ なだれ危険箇所の警戒
 - (ア) 危険箇所の点検
道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。
 - (イ) 標識の設置
なだれの危険箇所を一般に周知させるため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。
 - (ウ) 事故防止体制
なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制

- 及び迂回路の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講じる。
- (2) 地吹雪災害予防対策
 - ア 道路の地吹雪対策施設の整備
交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェッド、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。
 - イ 地吹雪多発地域の警戒
 - (ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。
 - (イ) 地吹雪による事故を防止するため、電子メール等により、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜に提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。
 - (3) 着雪災害予防対策
 - ア 電線着雪対策
着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。
 - イ 交通標識の着雪防止
交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止等を講じる。
 - ウ 果樹等の着雪防止
果樹等の着雪防止は、8. 「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。
 - (4) 融雪災害予防対策
 - ア 融雪出水対策
融雪出水対策は、第3章第18節「水害予防対策」により実施するほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。
 - イ 融雪期の地すべり対策
融雪期の地すべり対策は、第3章第20節「土砂災害予防対策」により実施する。

14 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

15 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

16 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

市長（道路管理者）は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

2 応急対策 [土木課、総務課、消防本部]

豪雪時における産業の機能低下の防止及び市民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行う。

1 実施責任者

市長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、市民の生活確保のために市の除雪計画に基づき市道等の除排雪を行う。

2 道路の交通確保

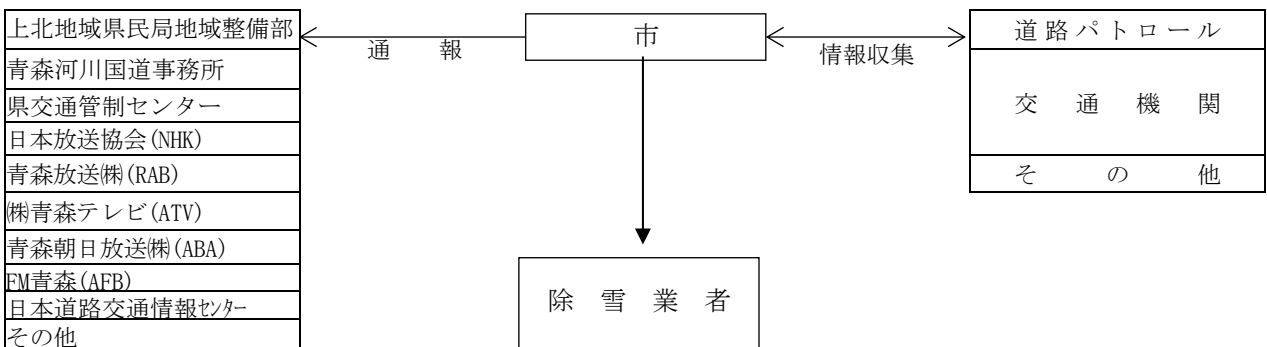
(1) 情報の収集、連絡

ア 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。

イ 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

ウ 異常事態が発生した場合は、速やかに日本放送協会、青森放送(株)、(株)青森テレビ、青森朝日放送(株)、FM青森、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、上北地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



- (2) 豪雪災害時における体制
市域管轄の上北地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、上北地域県民局地域整備部と連絡を密にし、道路交通確保に万全を期する。
特に、集中的な大雪に対しては、国、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び市は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- ア 道路及びこれに関する情報連絡の強化
 - イ 除雪機械及びオペレータの借上げ、応援に関する事前手配
 - ウ 除排雪作業の強化及び計画的検討
 - エ 除雪時期の検討
 - オ パトロール強化及び写真その他資料の準備
- (3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標
豪雪となった場合の交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標は市の除雪計画のとおりである。
- 3 消防救急医療業務体制の確保
十和田地域広域事務組合消防計画による。
- 4 生活関連施設の確保
- (1) 通学通園路の確保
豪雪時には、市は、市民と協力し通学通園路を確保する。
 - (2) 堆雪場の指定
堆雪場は、市の除雪計画のとおりである。
- 5 通信、電力供給の確保
送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。また、市長はそれぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。
- 6 交通安全対策及び交通の円滑化対策
- (1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。
また、十和田警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。
 - (2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、十和田警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。
 - (3) 除（排）雪作業を実施する場合、十和田警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。
降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- 7 除排雪困難者の除排雪対策
一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。
- 8 応援協力関係
- (1) 市自らの除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」及びその他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
 - (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2節 航空災害対策 [総務課、消防本部]

民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から市民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

1 実施責任者

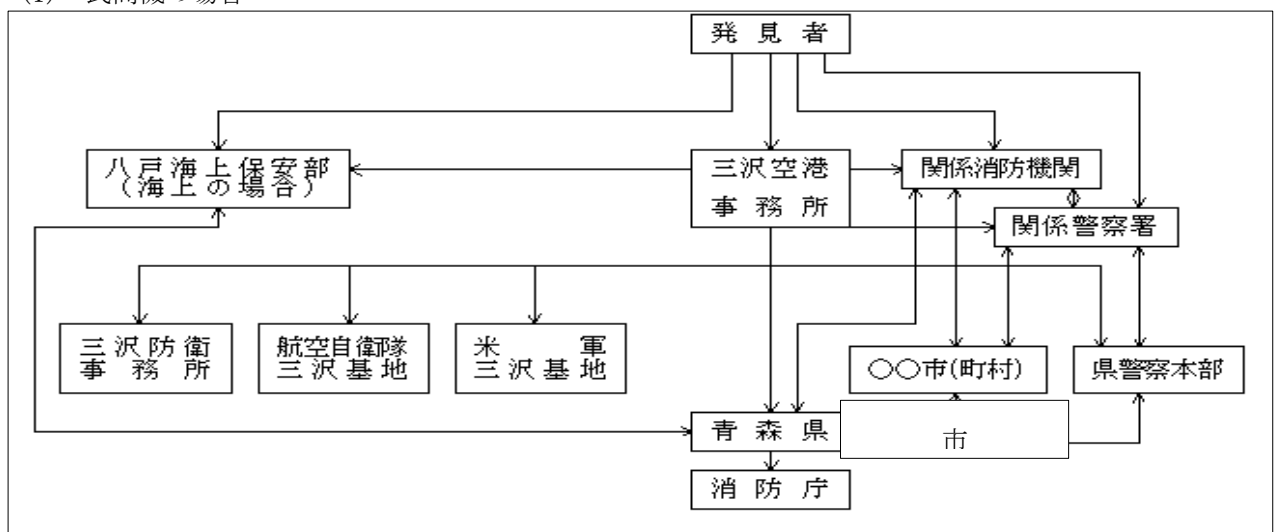
航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2 情報の収集・伝達

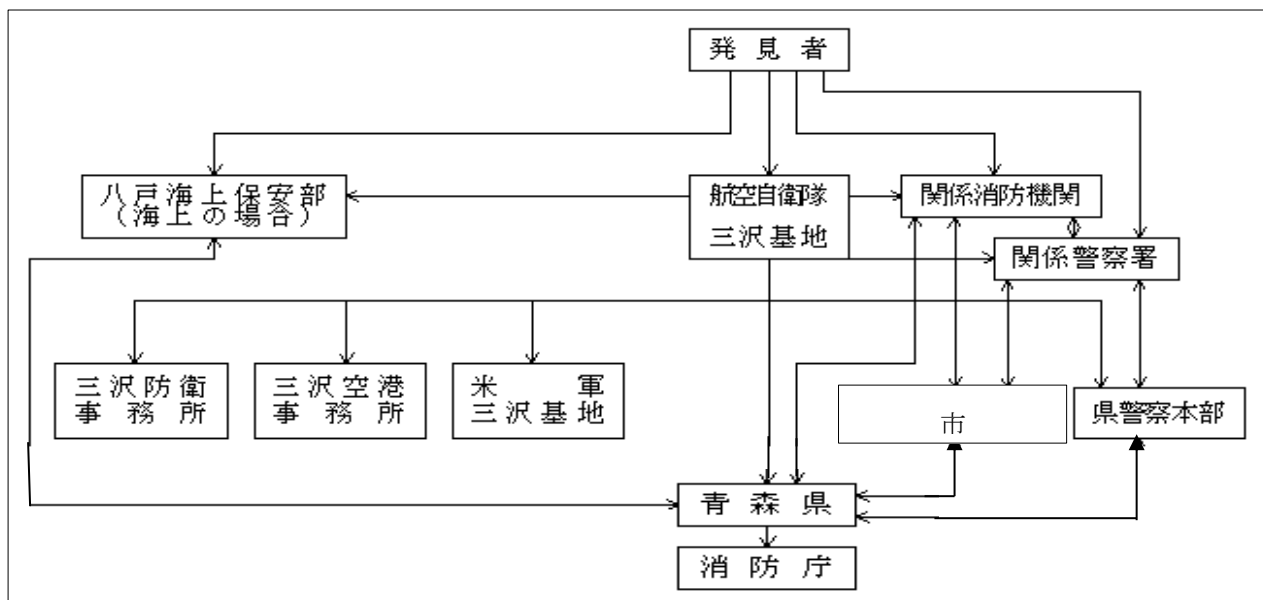
航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

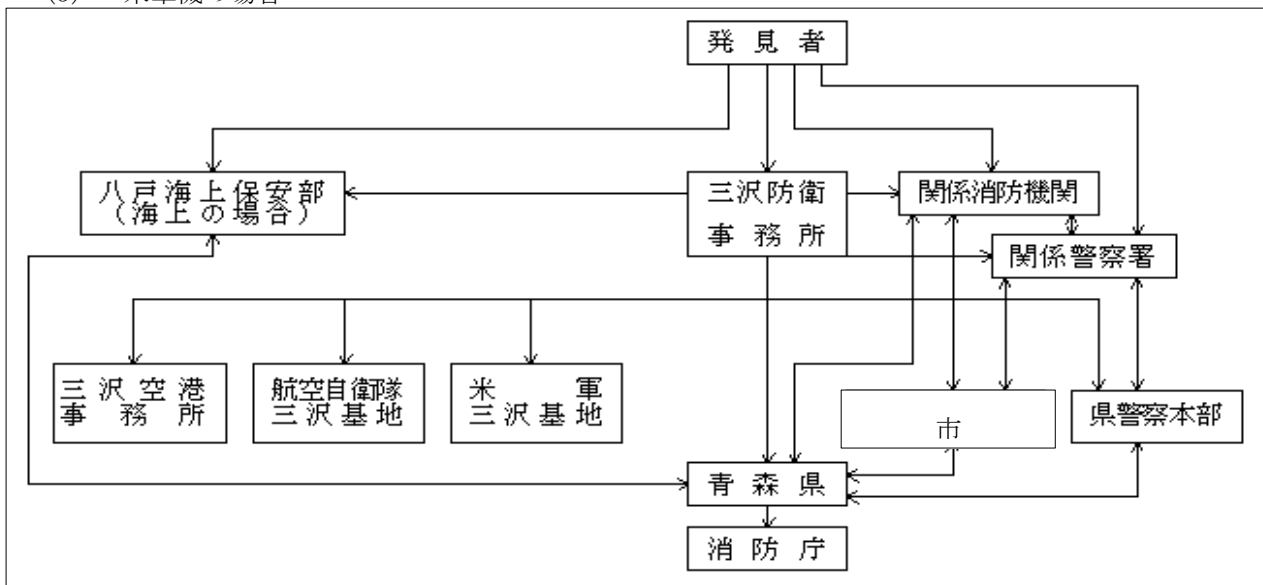
(1) 民間機の場合



(2) 自衛隊機の場合



(3) 米軍機の場合



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 搜索活動 (防災関係機関の措置)

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合は、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合は、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

緊密に協力のうえ、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5 救助・救急活動

(1) 市長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 十和田警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携のうえ、広域緊急援助隊等による救助活動を行う。

イ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合は、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合は、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

ウ 県の措置

市町村の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

6 医療活動

市長の措置

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

7 消火活動

(1) 市長の措置

消火活動については、第4章第9節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防機関の措置

航空機事故が発生したときは、消防活動を実施する。

イ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施する。

ウ 県の措置

市（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

9 立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 市長の措置

関係機関と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

十和田警察署の措置

関係機関と協力して危険防止の措置を講じるとともに、市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨市へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、市民等に対する避難誘導を実施する。

10 災害広報・情報提供（市長の措置）

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

※ 関係機関等連絡先一覧

機関等	連絡責任者	電話番号	時間外
青森県危機管理局防災危機管理課	総務・復興グループマネージャー	017-734-9089	同左
十和田警察署	警備課長	23-3195	同左
十和田地域広域事務組合消防本部	警防課	25-4112	25-4119
東京航空局三沢空港事務所	前任航空管制運航情報官	53-2463	同左
三沢防衛事務所	業務課業務第2係長	53-3116	022-297-8258
航空自衛隊三沢基地	第3航空団防衛部長	0176-53-4121 内線3230	当直幹部 0176-53-4121 内線3905・3906

第3節 鉄道災害対策 [総務課、消防本部]

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 鉄軌道の安全確保

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ 国と協力して、外部要因による衝突・脱線等の事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 市長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア 事故災害発生直後における乗客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 市長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

列車の衝突等が発生し、又は発生するおそれのある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

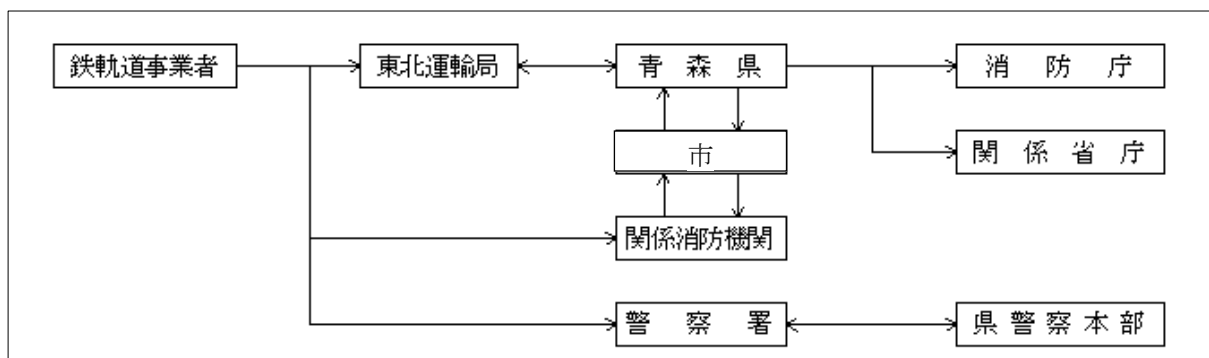
1 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



3 活動体制の確立

(1) 鉄道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

救助・救急活動については第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

6 消火活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」による。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 市長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」による。

8 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

9 災害復旧

鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

10 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [土木課]

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講じる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 市長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、市民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

十和田警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 市長の措置

災害時の救助・救急、医療及び消防活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 防災訓練の実施

(1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

6 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

8 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 応急対策 [土木課、総務課、消防本部]

道路構造物の被災等が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

1 実施責任者

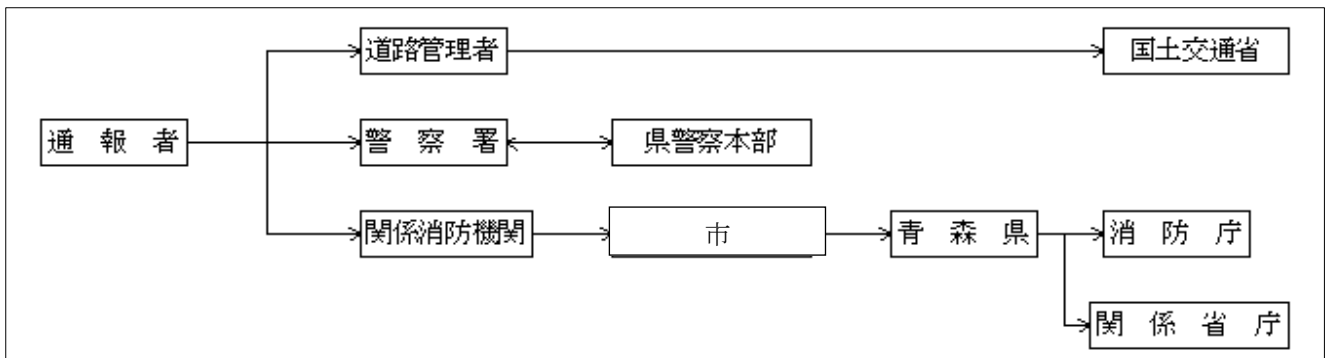
道路災害による被害拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

(『火災・災害等即報要領』)



3 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大防止のため、必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 市長の措置

救助救急活動については第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」による。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

8 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められた場合は関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ 十和田警察署の措置

危険物の流出が認められた場合、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2) 十和田警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

12 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 危険物等災害対策 [消防本部、総務課]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 現況

地域内の危険物施設等一覧は、別途作成し、関係機関と共有する。

2 危険物施設の安全性の確保

(1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ 予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 保安検査、定期点検
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3 高圧ガス

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設置
- イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い
- ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

- イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。
- ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 定期自主検査
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

4 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備
- イ 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いの方法
- ウ 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 定期自主検査
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

5 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ 防災訓練の実施

6 放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

7 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

8 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

9 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急、消防活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

- 11 避難体制の整備
避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。
- 12 防災訓練の実施
危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 13 防災知識の普及
危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

2 応急対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

1 実施責任者

- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2 情報の収集・伝達

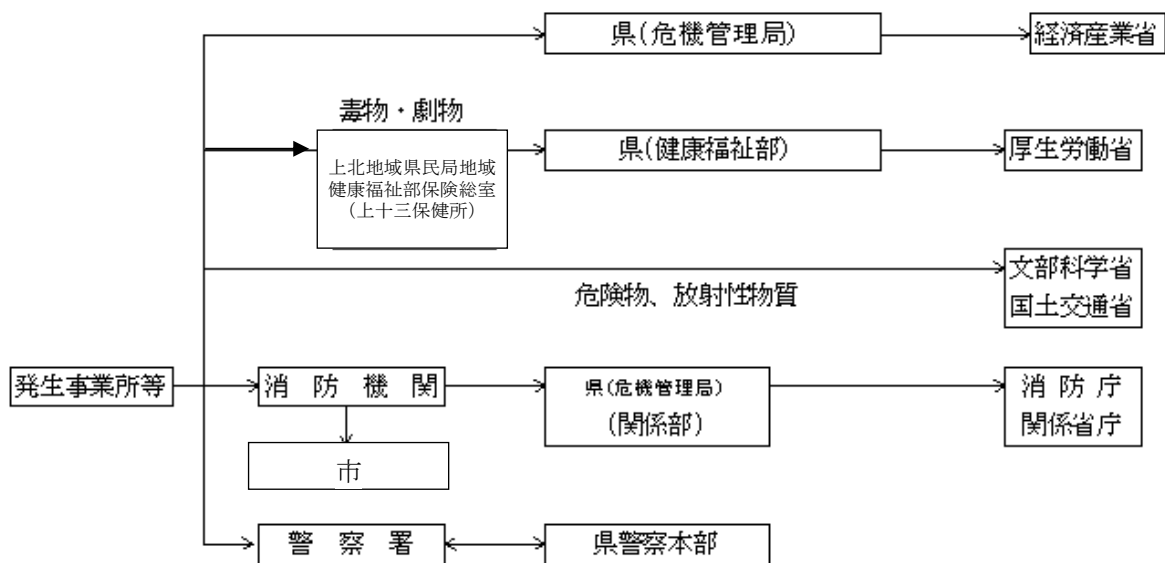
危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりである。

関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 湖上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (5) 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近市民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地において発生したタンクローリーの火災

高圧ガス、火薬類



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

- (1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置
 - ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。

- イ 消防本部及び十和田警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
 - ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
 - エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。
- (2) 市長及び消防長の措置
- ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。
また、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
 - ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。
 - エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
 - オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。
 - カ さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。
- (3) 十和田警察署の措置
- 知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、市（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨市（消防機関）へ通知する。
- 5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等
- (1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置
- ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講じる。
 - イ 知事、十和田警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
- (2) 市長の措置
- 上記4(2)の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、イを除く。）を講じる。
- (3) 十和田警察署の措置
- 上記4(3)の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。
- 6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等
- (1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置
- ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。
 - イ 知事、十和田警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
- (2) 市長の措置
- 上記4(2)の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、イを除く。）を講じる。
- (3) 十和田警察署の措置
- 上記4(3)の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。
- 7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等
- (1) 毒物・劇物営業者の措置
- 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室（上十三保健所）、十和田警察署、消防本部に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
- (2) 市長の措置
- ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。
 - イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (3) 十和田警察署の措置
- 上記4(3)の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

- 8 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等
 - (1) 放射線使用施設の管理者の措置
 - ア 災害の発生について速やかに文部科学省、十和田警察署、消防本部に通報する。
 - イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
 - ウ 被害拡大防止措置を講じる。
 - エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう措置を講じる。
 - (2) 市長の措置
放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。
 - (3) 十和田警察署の措置
知事や消防機関と連携し、市民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。
- 9 医療活動
医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」によるほか、次により実施する。
医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。
- 10 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - (1) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。
 - (2) 関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。
- 11 危険物等の大量流出に対する応急対策
 - (1) 大量の原油等の油が排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講じる。
 - (2) 消防本部は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
 - (3) 十和田警察署は、大量流出した危険物が、地域住民に危険を及ぼす可能性がある場合は、立入禁止区域の設定や避難誘導等の活動を行う。
- 12 施設、設備の応急復旧活動
専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。
- 13 災害広報・情報提供
災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。
- 14 災害復旧
物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。
- 15 応援協力関係
 - (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
 - (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [消防本部、総務課、都市整備建築課]

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入れ等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

2 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

5 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平常時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

8 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

9 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- (2) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして火災に関する教育の充実を図る。

10 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

2 応急対策 [消防本部、総務課]

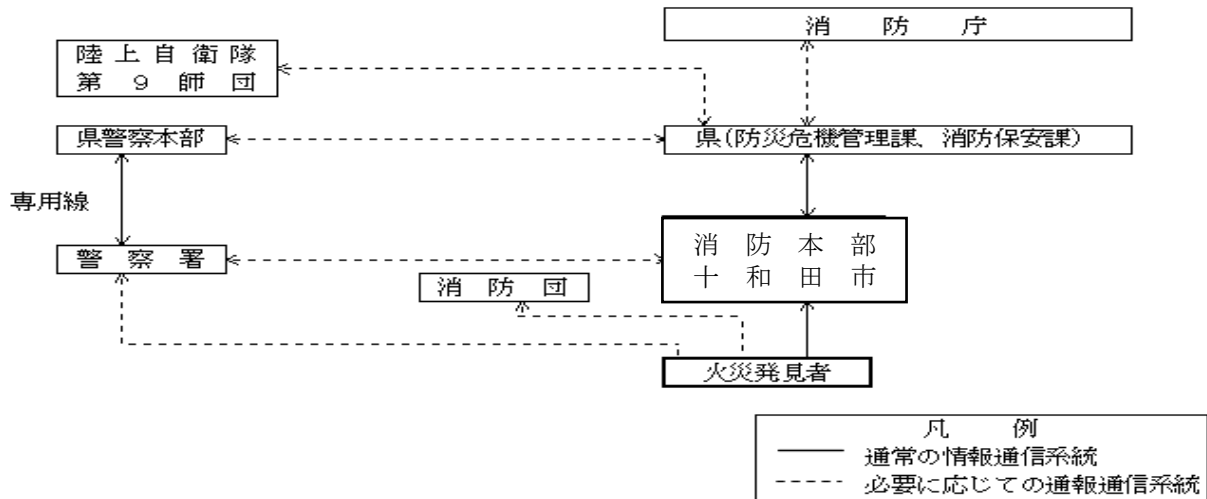
大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

1 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行う。

2 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

救助救急活動については、第4章第11節「救出」により実施する。

5 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

6 消火活動

消火活動については、第4章第9節「消防」により実施する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

8 避難対策

避難対策については、第4章第8節「避難」により実施する。

9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な林野火災対策 [農林畜産課、消防本部、総務課、管財課]

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備に当たり、第3章第3節「防災業務施設、設備等の整備」によるほか次により実施する。

○ 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所さらには簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

- (1) 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。
- (2) 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。
- (3) 防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。
 - ア 空中消火用施設の整備
空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。
 - イ 消火資機材の整備
軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

5 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

6 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

7 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

8 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア 山火事防止運動強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月10日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ 山火事防止対策協議会の設置

上北地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板、横断幕等を設置し注意を

喚起する。

オ チラシ、パンフレット等の作成・配付

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、市民に配付する。

カ 学校における標語等の募集

児童生徒等の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透も併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター、作文等の募集を行う。

キ 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間の期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク 火入れに関する条例の遵守

農林業従事者に対し、十和田市火入れに関する条例を遵守させるとともに作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促す。なお、林業機械による林野火災の発生も増加していることから、その使用についても十分指導する。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか、入山者等に対し火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底する。

2 応急対策

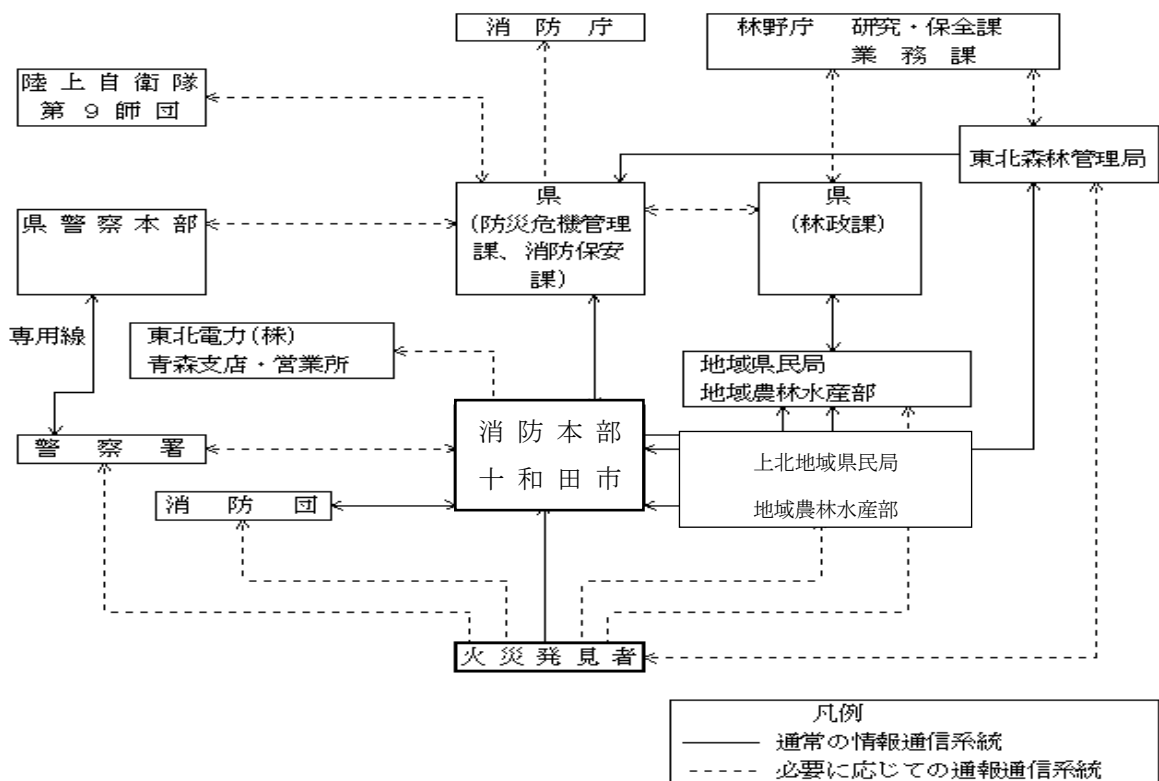
大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限にとどめるため、次のとおり応急対策を講じる。

1 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行う。

2 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3 活動体制の確立

(1) 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

(2) 現場指揮本部の設置等

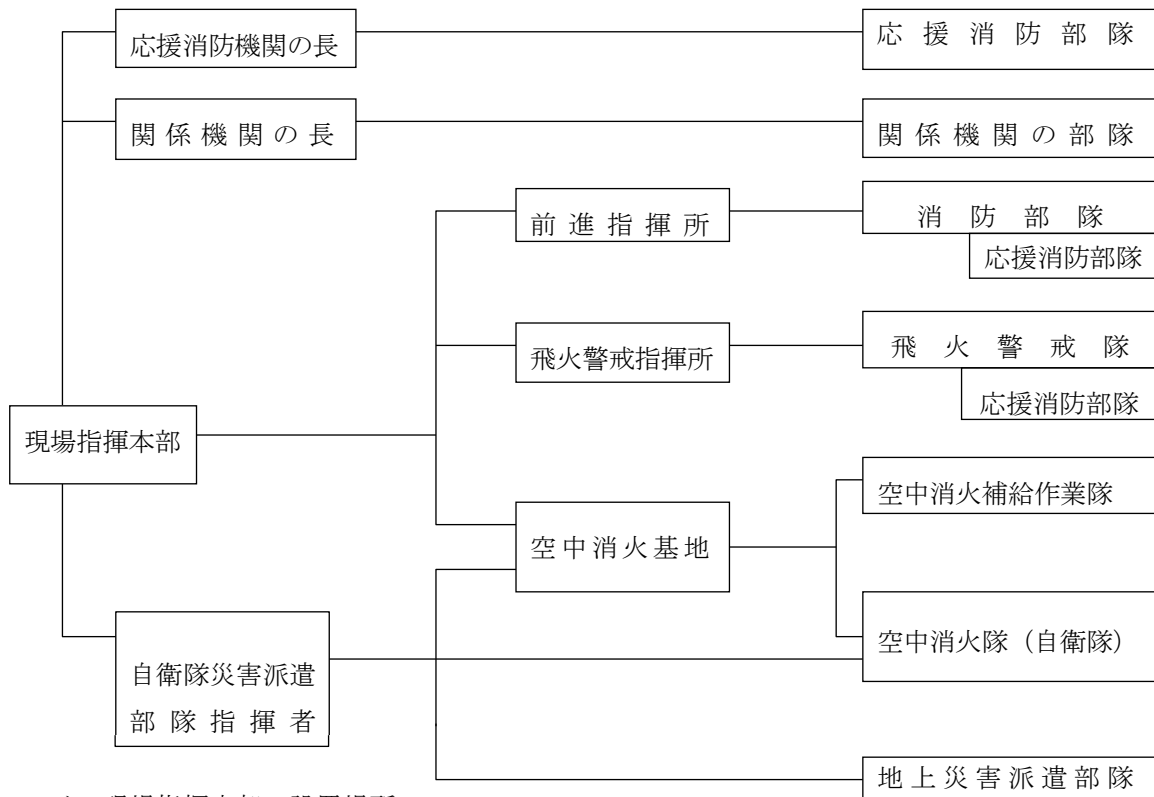
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は消防機関の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりである。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

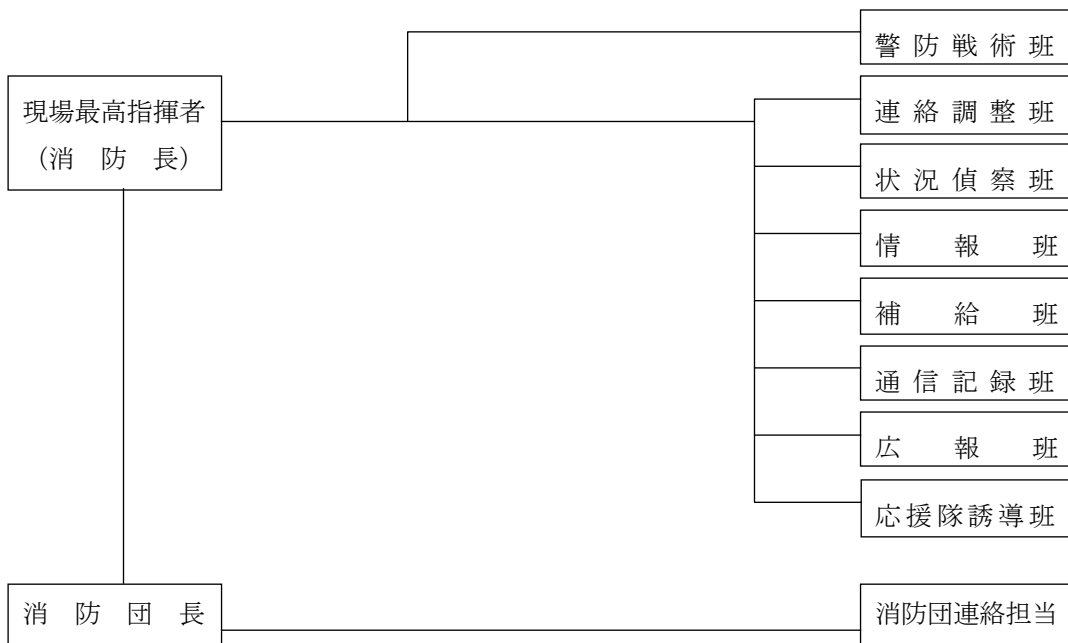


イ 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ 現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりである。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- (a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (c) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

市、消防本部及び県との連絡調整、他市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を市民に提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。

4 救助・救急活動

救助救急活動については、第4章第11節「救出」により実施する。

5 医療活動

医療活動については、第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 消火活動

消火活動については、第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。

(2) 空中消火

空中消火は、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮したうえで、次の場合に、状況にあった最適な消火法を選定し、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

ア 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

8 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、市民の安全を図る。

- (1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声機等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。
- (2) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。
- (3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、市民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該市民に避難勧告等を発令する。
避難の方法等は、第4章第8節「避難」により実施する。

9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

13 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は、次のとおりである。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1 災害復旧体制の確立

- (1) 市長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、災害復旧に迅速、適切な対応をする。
 - ア 本庁舎と支所等の連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと。
 - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること。
 - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと。
 - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと。
- (2) 市長は、上記(1)に準じた体制を整備するとともに、県と十分打合せ協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。
- (3) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限にとどめるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急を実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- オ 査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。
- カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

- ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 砂防設備災害復旧事業
 - (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (カ) 道路災害復旧事業
- (キ) 下水道災害復旧事業
- (ク) 公園災害復旧事業
- (ケ) 港湾災害復旧事業
- イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）
- ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）
- エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）
- オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3 災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

- ア 必要資金の調査及び指導
関係機関と緊密に連絡のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
- イ 金融機関の融資の指導
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。
- ウ 災害つなぎ資金の融通
県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討したうえ、計画的復興を行う場合は、次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

(1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
- ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 復興の理念、方法等

- ア 復興は市民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- ウ 市民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、市民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者台帳を作成し、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

1 市は、必要に応じて個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県が災害救助法に基づく救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に要請するものとする。

2 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者とする。

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

3 租税の徴収猶予、減免（税務課等）

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除の措置を講じる。

- 5 生業資金の確保（生活福祉課、子ども支援課、まちづくり支援課、県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。
- (1) 生活福祉資金の貸付
実施機関：青森県社会福祉協議会
申込先：市社会福祉協議会
 - (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
実施機関：県
申込先：子ども支援課、上北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室
 - (3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
実施機関：市
申込先：まちづくり支援課
- 6 生活再建の支援（国、県、まちづくり支援課、商工観光課）
被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、労働者の技能向上等による中長期的な安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 7 義援物資、義援金の受け入れ（県健康福祉部、生活福祉課、子ども支援課、まちづくり支援課）
- (1) 義援物資の受け入れ
県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。
 - (2) 義援金の受け入れ、配分
県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、市が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。
その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。
- 8 住宅災害の復旧対策等（県土整備部整備部、まちづくり支援課）
災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。
- (1) 災害復興住宅資金
県及びまちづくり支援課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。
 - (2) 災害特別貸付金
まちづくり支援課は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。
- 9 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）
被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。
- 10 農業災害補償（県農林水産部）
県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務が迅速かつ適正に行われるよう指導する。

11 罹災証明の交付体制の確立（税務課）

罹災証明の交付体制を確立し、迅速な罹災証明の交付を行う。

市（町村）は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

12 被災者台帳の作成（総務課）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市（町村）の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、都市整備建築課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。

14 援助、助成措置の広報等（県関係部局、商工観光課、まちづくり支援課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。



十和田市地域防災計画

一風水害等災害対策編一

平成18年3月31日 作成
平成26年2月24日 修正
平成29年3月17日 修正
平成30年2月28日 修正
平成31年4月1日 修正
令和2年2月27日 修正

編集発行

十和田市防災会議

事務局

十和田市総務部総務課

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

電話 代表 0176-23-5111 (内線124~6)
直通 0176-51-6703
